

**令和5年度配偶者暴力加害者プログラムの普及
に係る調査研究事業**

報告書

令和6年3月

目次

1. 本事業の背景と目的	1
1.1 本事業の背景	1
1.2 本事業の目的	2
2. 事業概要	3
2.1 調査内容	3
2.1.1 調査票調査	3
2.1.2 ヒアリング調査	4
2.2 企画委員会の開催	6
3. 調査結果	6
3.1 調査票調査	7
3.1.1 回収結果	7
3.1.2 調査結果	8
3.2 ヒアリング調査	29
3.2.1 地方公共団体ヒアリング	29
3.2.2 プログラム実施団体ヒアリング	43
4. DV 加害者プログラムの普及に係る課題とまとめ	48
4.1 DV 加害者に関する計画と現状について	48
4.2 体制について	48
4.2.1 DV 加害者対応に係る職員の不足	48
4.2.2 DV 加害者対策と DV 被害者支援の分担	48
4.2.3 プログラム実施団体の不足	49
4.3 DV 加害者プログラムの内容・効果等に関する知見の不足	49
4.4 DV 加害者対応に係る財源の不足	50
4.5 相談事業から把握されるニーズへの対応について	50
4.6 まとめ	51
4.6.1 調査票調査	51
4.6.2 ヒアリング調査	51
5. 本年度事業等を踏まえた今後の検討事項	52
5.1 被害者支援の一環としての DV 加害者プログラムの実施意義の周知	52
5.2 体制に関する支援	52
5.2.1 職員の理解促進（人材育成）への支援	52
5.2.2 体制整備への支援	52
5.3 財政的な支援	53
5.4 加害者プログラムにつながる相談窓口の開設及び運営支援	53
付録 調査票調査 調査票	54

1. 本事業の背景と目的

1.1 本事業の背景

配偶者からの暴力（DV）の加害者への対応については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成 13 年法律第 31 号。以下、「配偶者暴力防止法」という。）において、「国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。」（第 25 条）と規定されている。また、第 4 次男女共同参画基本計画（平成 27 年 12 月）においては、「地域社会内での加害者更生プログラムについて、民間団体の取組を含めた実態を把握し、プログラムを実施する場合の連携体制の構築も含め、その在り方を検討する」とされた。

内閣府では、これらの規定等に基づき、過年度の取組等を踏まえた上で「配偶者等に対する暴力の加害者更生に係る実態調査研究事業」（平成 27 年度）（以下、「前回調査」という。）、「被害者支援における危険度判定に基づく加害者対応に関する調査研究事業」（平成 30 年度）、「配偶者暴力被害者支援における機関連携及び加害者対応に関する調査研究事業」（令和元年度）において、諸外国の DV 加害者プログラム調査や、日本の地方公共団体及び民間団体における DV 加害者プログラム実施の現状調査を行い、日本でのプログラム実施に当たって必要となる実施基準や基本的な考え方について検討した。このとき、「更生」という表現が被害者に過度の期待を抱かせるのではないか、その結果、パートナーの更生を信じて避難のタイミングを見誤り、暴力の危険性が増すのではないかという懸念も指摘されたことを受けて、「DV 加害者プログラム」の名称を用いてきた。本報告書でも、固有名詞的に使用されている場合を除き、同様とする。

第 5 次男女共同参画基本計画（令和 2 年 12 月）において、「地域社会内でのプログラムについて、試行実施を進め、自治体において民間団体と連携してプログラムを実施するためのガイドラインの策定など本格実施に向けた検討を行う。」こととされた。内閣府では、「配偶者暴力に係る加害者プログラムに関する調査研究事業」（令和 2～4 年度）にて、地方公共団体と民間団体の連携による DV 加害者プログラムの試行実施を行い、プログラムの実施に係る留意事項や多機関連携の体制（警察、配偶者暴力相談支援センターなどの関係機関含む）について検討し、「配偶者暴力加害者プログラム 試行実施のための留意事項」（令和 4 年 5 月）、「配偶者暴力加害者プログラム 実施のための留意事項」（令和 5 年 5 月）（以下、「実施のための留意事項」という。）を作成し、全国に周知した。

DV に関する近年の状況として、配偶者暴力防止法の令和 5 年改正（令和 6 年 4 月施行）で接近禁止命令の対象にいわゆる「精神的 DV」の一部も加わるなどの被害者保護に係る制度の変更とも相まって、DV に対する理解が深まり、DV として認識される行為の範囲が広がることで、DV 被害と加害の態様も単純な図式では捉え切れなくなるとなり、個々のケースの多様化がますます進むことも予想される。また、DV 被害に苦しむ被害者の中でも、配偶者暴力相談支援センター等の配偶者暴力防止法の枠組みにおける公的機関に被害者として相談をし、保護や援助を求めない被害者と、その配偶者である加害者も存在する。別居後の安全確保のために居所の秘匿を必要とする場合でもそれが困難な地域に居住している被害者や、発達特性を持つ子に慣れた学校に通わせ続けたいなど、同居を継続せざるを得ない事情のある被害者が、安全に暮らすための選択肢を求めているなど、DV 被害者

からの支援ニーズにも多様化が見られる現状が、少なくとも職務関係者等の間では、認識されてきている。

1.2 本事業の目的

1.1 の背景を踏まえて、DV 被害者支援についての検討が必要である。また、DV 被害者支援の一環である DV 加害者プログラムもこれに対応して広い観点で検討していく必要がある。他方で、内閣府の試行実施等により、取組を進める地方公共団体の事業等の状況については個別には把握されていたものの、全国の地方公共団体（都道府県・政令指定都市）における取組状況等は、平成27年度に実施した前回調査を最後に、調査等による把握が行われていない状況にあった。

本事業では、被害者支援の一環としての DV 加害者プログラムに関する取組状況及び認識等について、地方公共団体等の DV 被害者支援等の担当課を対象とした調査を行う。そして、地方公共団体における DV 加害者プログラムの普及に係る現状を把握し、それらを踏まえてプログラム普及を進めるための対策を検討することで、今後の DV の再発防止につなげ、地域社会での安全な暮らしの実現について、より深い理解を広げていく。また、DV 加害者プログラム実施に関する好事例、先進事例を収集し、今後、DV 加害者プログラムを実施しようとしている地方公共団体にとって参考となる情報を取りまとめることでプログラム普及の一助とし、DV 被害者の安全な暮らしの実現に貢献する。

以上により、被害者支援の一環という正確な理解に基づいた DV 加害者プログラムの取組の普及に資する調査研究を進める。

2. 事業概要

2.1 調査内容

1.2の目的を踏まえて、被害者支援の一環としてのDV加害者プログラムに関する取組状況及び認識等の把握のため、調査票調査及びヒアリング調査を実施した。なお、本調査の実施にあたり、調査内容について、企画委員会における委員のご意見を反映した。

2.1.1 調査票調査

(1) 調査対象

47都道府県及び20政令指定都市の計67地方公共団体のDV担当部署に対し、調査を実施した。

(2) 調査期間

令和5年12月12日に配布、令和6年2月9日を最終返信期限として実施した。

(3) 調査項目

調査項目は表2-1のとおりである。なお、調査項目を作成する際、前回調査を参考とした。

表 2-1 調査票調査 調査項目

分類	概要
0 回答者情報	地方公共団体名、所属部署名、役職、氏名、連絡先
1 計画上の位置付け	男女共同参画行動計画や配偶者等暴力（DV）対策基本計画等の計画等各種計画上でのDV加害者に関する事業・取組等の位置付け
2 地方公共団体のDV加害者に関する事業・取組等について	1 DV加害者に関する事業・取組等の有無
	2 (1でDV加害者に関する事業・取組等を実施している（実施していた）と回答した場合のみ) 事業・取組等の内容 ・ 内容の例： ✓ 各事業の担当課、実施期間、実施体制（地方公共団体内の体制、外部の連携団体等） ✓ （事業を委託する場合）委託先の選定条件、委託方法 ✓ 実施内容（調査のテーマ、プログラム内容、相談事業の内容など）
	3 DV加害者に関する事業・取組等をさらに進めるために必要と思う取組 ・ 例： 関係機関との連携強化、地方公共団体内の人材育成 など
	4 (1でDV加害者に関する事業・取組等を実施していないと回答した場合のみ) DV加害者に関する事業・取組等を実施していない理由 ・ 例： 情報が少ない、人材・予算の確保が困難 など
3 機関連携について	1 管内におけるDV加害者プログラム実施団体の有無
	2 DV加害者に関する取組における関係団体・庁内部署と連携の有無 ・ 関係団体・庁内部署の例： DV加害者プログラム実施団体、DV被害者支援団体、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所、警察、医療機関、保健所、地方公共団体関連部署（子育て関連、高齢者関連、障がい者関連） など
	3 DV加害者に関する関係団体・庁内部署との連携の具体的な内容 ・ 連携の例： 会議の実施、マニュアルの共有 など
	4 DV全体に係る関係団体との連携の有無 ・ 例： 会議や協議会の実施 など
4 その他	1 DV加害者対応について課題に感じている点や日頃の取組を通じて考えていること
	2 今後、地方公共団体でDV加害者対応に取り組んでいく上で、国への要望等

(4) 調査方法

Excelで作成した調査票を内閣府から地方公共団体へ電子メールで配布し、エム・アール・アイ リサーチアソシエーツ株式会社が電子メールで回収する形とした。

2.1.2 ヒアリング調査

(1) 調査対象

地方公共団体ホームページ等を確認の上、既に DV 加害者に関連する事業・取組等を実施している地方公共団体 8 件及び DV 加害者プログラム実施団体 2 件の計 10 件をヒアリング対象として選定した。

表 2-2 ヒアリング調査 対象一覧

種 団 別 体	地域	実施団体名	実施事業						
			プ ロ グ ラ ム 加 害 者	専 用 相 談 加 害 者	男 性 相 談	D V 相 談	専 用 相 談 被 害 者	調 査 研 究	補 助 金 事 業
地 方 公 共 団 体	近畿	都道府県 A	●	●	●	●	●		
	九州・沖縄	都道府県 B	●	●	●	●	●		
	関東	都道府県 C	●		●	●		●	●
	中部	都道府県 D	●			●		●	
	関東	都道府県 E		●	●	●	●		
	関東	都道府県 F			●	●	●		
	中部	都道府県 G			●	●			
	近畿	都道府県 H			●	●			
実 施 団 体 プ ロ グ ラ ム	関東	民間団体 A	●		●	●			
	関東	民間団体 B	●			●			

(2) 調査期間

令和 5 年 12 月、令和 6 年 2 月に実施した。

(3) 調査方法

オンライン会議形式にて実施した。なお、ヒアリングには企画委員会委員も同席した。

(4) 調査項目

ヒアリング調査の調査項目は表 2-3 及び表 2-4 のとおりである。なお、調査票調査と同様に調査項目を作成する際、前回調査を参考とした。

表 2-3 ヒアリング調査 調査項目（地方公共団体向け）

分類		概要
背景・経緯		DV 加害者にかかる事業・取組等の実施に至ったきっかけ
体制	内部体制	DV 担当部署内での体制、他部署との連携
	外部団体（被害者支援団体、プログラム実施団体等）	連携のある外部団体、連携の理由、連携の効果、連携方法 など
計画上での位置付け		男女共同参画行動計画や配偶者等暴力（DV）対策基本計画等における DV 加害者に関する事業・取組等の位置付け
事業の立案		事業検討において参考にしたこと、人員及び予算確保において苦労された点 など
事業・取組等の内容	調査研究事業の場合	目的、調査テーマ、調査対象、調査体制（有識者の協力有無）、調査結果の活用 など
	DV 加害者プログラムの場合	プログラム実施団体の選定条件、プログラム実施団体への依頼方法（地方公共団体からの委託、補助金の交付等）、受講者の募集方法、被害者支援団体との協力の有無 など
	相談事業の場合	実施体制、相談内容、相談者へのプログラムの紹介有無 など
	その他の事業の場合	事業内容、実施体制 など
周知・広報		周知方法、周知による効果 など
人材育成		地方公共団体職員に必要な能力、研修・講演会等の実施有無 など
普及への課題		DV 加害者に関する事業・取組等を全国で普及していく上で課題と思われること
その他		国への要望 など

表 2-4 ヒアリング調査 調査項目（プログラム実施団体向け）

分類		概要
経緯		DV 加害者プログラムの実施に至ったきっかけ
体制	団体内	団体内の役割分担、担当者数
	地方公共団体（DV 担当部署）との連携	地方公共団体の DV 担当部署等との協力・連携の有無、協力・連携による効果、連携方法 など
	外部機関との連携	配偶者暴力相談支援センターやその他外部機関（児童相談所、警察等）との協力・連携の有無 など
実施内容		実施期間・回数、実施頻度、受講人数、実施方法、受講理由・きっかけ、受講者の様子、プログラムの効果、フォロー対応、被害者への対応 など
周知・広報		具体の募集方法
人材		DV 加害者プログラム実施者に必要な知識・能力、関連研修・講演会等の受講有無、育成研修の実施 など
地方公共団体への普及の課題		DV 加害者プログラムを全国の地方公共団体へ普及していく上での課題
その他		国への要望 など

2.2 企画委員会の開催

本事業を円滑に進めるため、DV 加害者プログラム実施の現場経験がある有識者や、DV 加害者対応を含む DV 被害者支援に詳しい学識経験者、地方公共団体の事業立案に詳しい有識者等で構成する企画委員会（以下、「委員会」という。）を設置し、計 3 回開催した。なお、委員会構成員及び委員会の開催状況は表 2-5 から表 2-7 のとおりである。

表 2-5 企画委員会委員（五十音順、敬称略、◎は座長）

氏名	所属
古藤 吾郎	日本薬物政策アドボカシーネットワーク 事務局長
田村 伴子	一般社団法人 WERC 理事
◎ 中村 正	立命館大学産業社会学部／大学院人間科学研究科 教授
奈良 省吾	特定非営利活動法人山陰防災ワークス 理事長
松本 恵理子	元長崎県県央保健所次長

表 2-6 企画委員会 出席者（関係府省及び事務局）

分類	組織名
オブザーバ	警察庁 生活安全局 人身安全・少年課
	こども家庭庁 支援局 虐待防止対策課
	法務省 大臣官房秘書課、矯正局 成人矯正課、保護局 観察課
	厚生労働省 社会・援護局 総務課 女性支援室
事業委託者	内閣府 男女共同参画局 男女間暴力対策課
事務局	エム・アール・アイ リサーチアソシエーツ株式会社

表 2-7 企画委員会開催状況

委員会	開催日	内容
第 1 回	令和 5 年 11 月 2 日（木）	- 事業概要とスケジュールについて - 調査について ▶調査票調査について ▶ヒアリング調査について
第 2 回	令和 6 年 1 月 19 日（金）	- 調査結果報告 - 報告書骨子案について
第 3 回	令和 6 年 2 月 27 日（火）	報告書案について

2.3 調査実施主体

本調査研究事業は、内閣府男女共同参画局からの委託により、エム・アール・アイ リサーチアソシエーツ株式会社において実施した。

3. 調査結果

3.1 調査票調査

3.1.1 回収結果

調査票の回収結果は以下のとおりであった。

表 3-1 調査票調査 回収結果

調査対象	対象数	回答数	回収率
都道府県	47	46	98%
政令指定都市	20	19	95%
合 計	67	65	97%

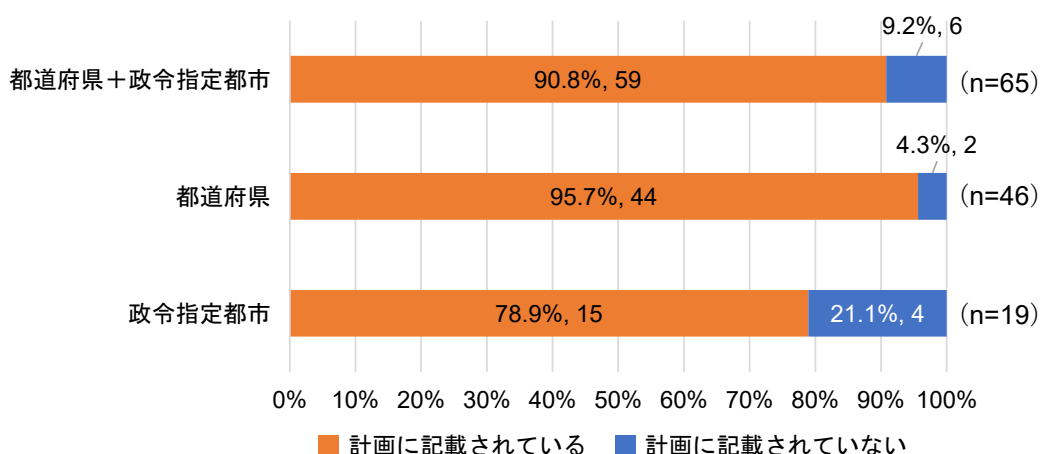
具体の調査結果は 3.1.2 のとおりである。なお、本項に記載の設問や選択肢は、調査票のとおりの表記としている。

3.1.2 調査結果

(1) 地方公共団体の計画における DV 加害者に関する事業・取組等の記述の有無

男女共同参画行動計画や配偶者等暴力（DV）対策基本計画等の DV 関連の各種計画に、DV 加害者に関する記述があるかという質問に対し、「計画に記載されている」と回答した地方公共団体は全体の約 91%で、9 割以上の地方公共団体において計画に DV 加害者に関する事業・取組等に関する記述があることが分かった。

図 3-1 計画への DV 加害者に関する記述



なお、計画内での DV 加害者に関する事業・取組等への記述は地方公共団体によって様々であり、例えば、回答のあった地方公共団体の計画を確認すると、「被害者支援の一環として加害者の抱える経験等を踏まえ、加害者にも被害者にもならないよう、加害者自らが加害に気づき加害を繰り返さないため加害者更生プログラムに取り組みます。」や、「加害者プログラムの認知度を高めるとともに、加害者プログラムを実施できる人材を育成したり、児童虐待の保護者支援と同時に加害者プログラムを実施するなど、（中略）加害者プログラムが受講できる機会の充実を図ります。」のように DV 加害者向けのプログラム実施や普及を明記しているところもある一方で、国や他県における DV 加害者に係る取組状況の情報収集等¹と記載しているところが多数を占めている。

また、都道府県と政令指定都市に分けて集計した結果、都道府県の各種計画に DV 加害者についての記述がある割合が約 96%であるのに対し、政令指定都市は約 79%と都道府県に比べて低いことが分かった。

「計画に記載されていない」と回答した地方公共団体の各種計画に DV 加害者に関する記述がない主な理由は「DV 被害者支援が中心の計画・施策となっているため」や「計画策定時に、加害者に対する事業の実施を検討していなかったため」である。

¹ 「計画に記載されている」と回答した都道府県の約 7 割。

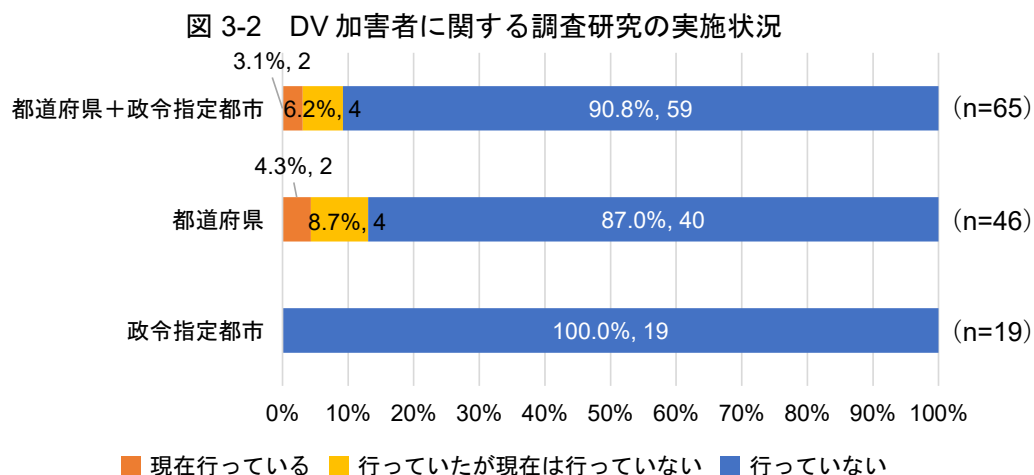
(2) DV 加害者に関する事業・取組等の実施状況

地方公共団体における DV 加害者に関する事業・取組等の実施状況について、事業種別に調査した結果は以下のとおりである。

1) DV 加害者に関する事業・取組等の実施有無

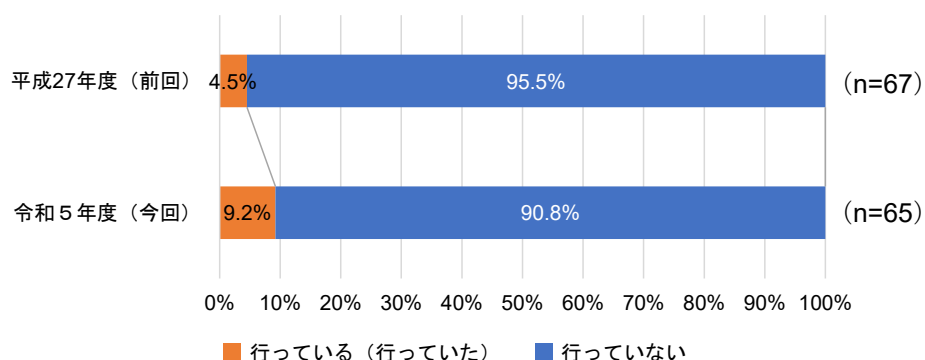
a. DV 加害者に関する調査研究

調査研究を「現在行っている」または「行っていたが現在は行っていない」と回答した地方公共団体は全体の約 9 % であり、回答したのはいずれも都道府県であった。



「行っていたが現在は行っていない」と回答した地方公共団体の、現在調査研究を行っていない理由は、「5 年に 1 度、実施する調査であるため」「調査研究を踏まえ、DV 加害者を発生させないための若年層への啓発事業にシフトしたため」「被害者の安全確保のための組織体制の整備や、プログラム実施者人材確保が困難なため」だった。

図 3-3 DV 加害者に関する調査研究実施状況の比較（平成 27 年度、令和 5 年度）

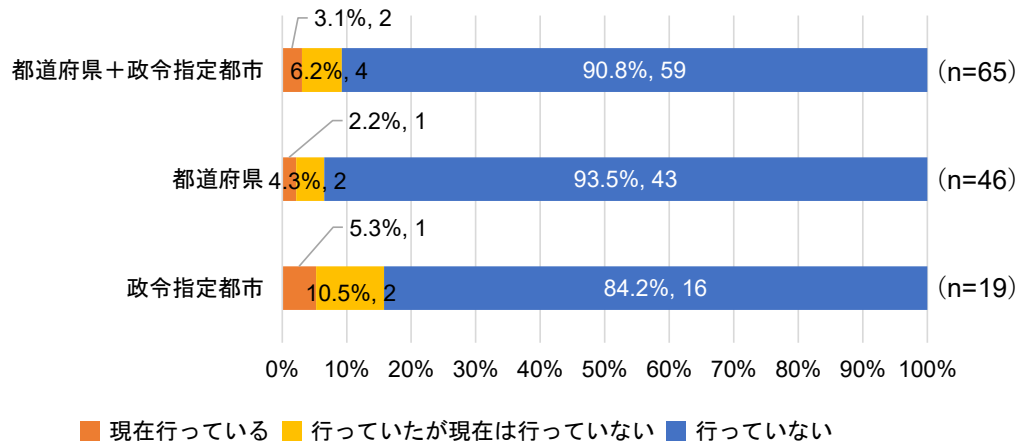


前回調査の結果と比較したところ、調査研究を行っている（行っていた）地方公共団体の割合は約 5 % から約 9 % と増加している。

b. DV 加害者プログラム（グループ形式にて実施）

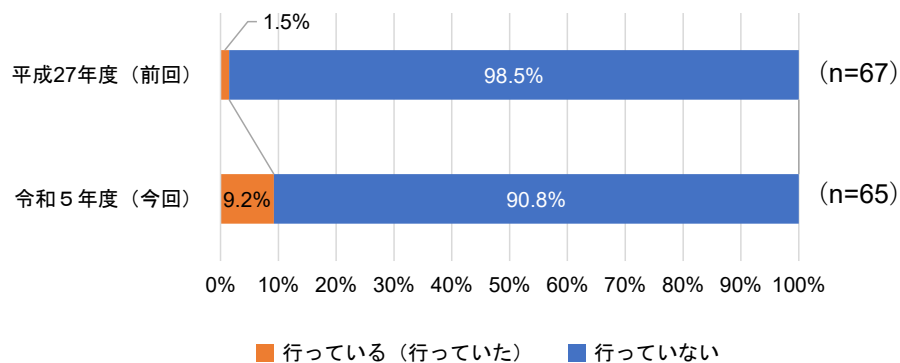
DV 加害者プログラムを「現在行っている」または「行っていたが現在は行っていない」と回答した地方公共団体は全体の約 9 %であった。そのうち、都道府県の回答が 3 件、政令指定都市での回答が 3 件と同数であり、都道府県と政令指定都市に分けて集計した結果、行っている割合は政令指定都市の方が高かった。

図 3-4 DV 加害者プログラムの実施状況



「行っていたが現在は行っていない」と回答した地方公共団体が、現在 DV 加害者プログラムを行っていない主な理由は、「内閣府事業（試行実施）として実施していたため」「必要な条件（体制や講師）が整っていなかったため」だった。

図 3-5 DV 加害者プログラム実施状況の平成 27 年との比較

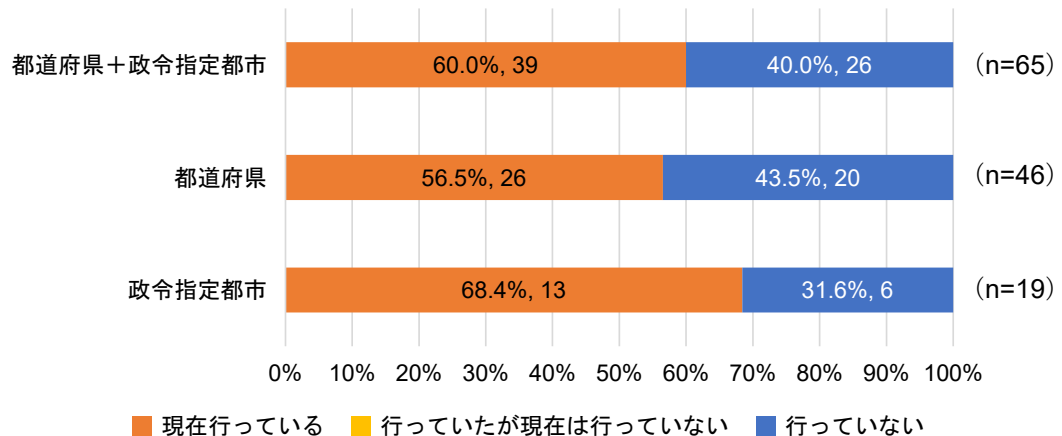


前回調査の結果と比較したところ、DV 加害者プログラムを行っている（行っていた）地方公共団体の割合は平成 27 年度では約 2 %、現在は約 9 %であることから、DV 加害者プログラムを行っている（行っていた）地方公共団体は平成 27 年度から増加している。

c. DV 加害者にも対応する相談事業

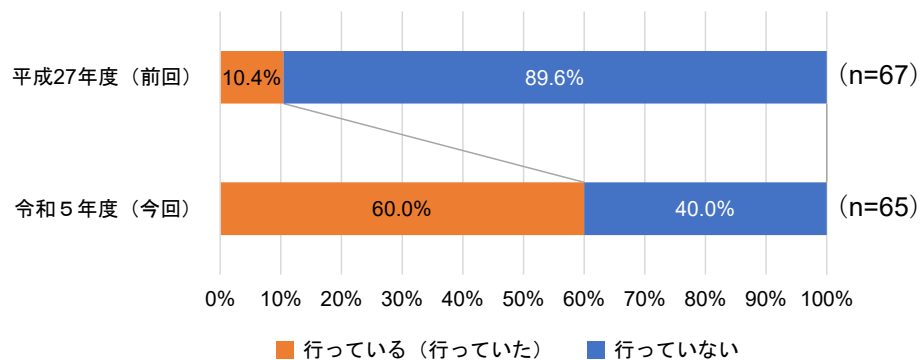
相談事業については、DV 加害者のみを対象とした相談事業だけでなく、一般の男性相談や DV 相談（基本的に被害者中心）などの DV 加害者を対象と明示はしていないが、DV 加害者による相談も含む「DV 加害者にも対応する相談事業」として調査対象とした。

図 3-6 DV 加害者にも対応する相談事業の実施状況



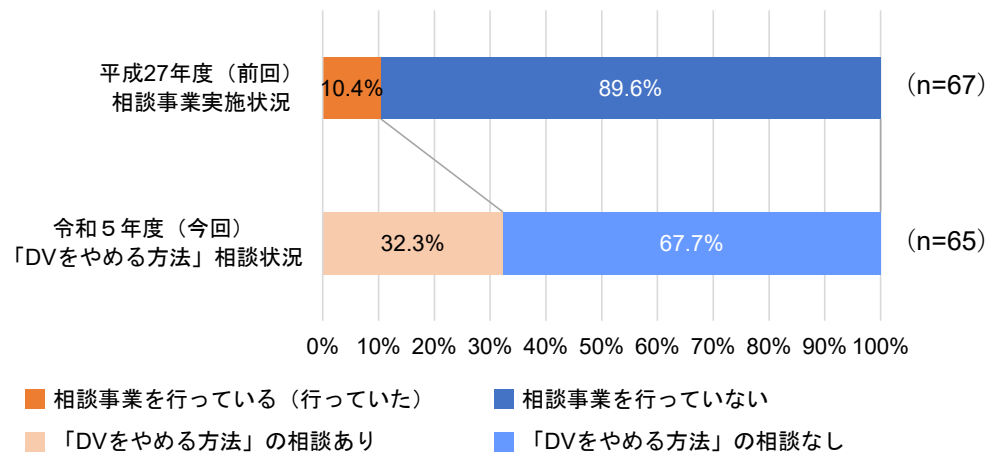
相談事業について「現在行っている」と回答した地方公共団体は全体の約 60%であり、相談事業は調査研究や DV 加害者プログラムよりも多くの地方公共団体で実施されていることが分かった。都道府県と政令指定都市に分けて集計した結果、都道府県のうち約 57%、政令指定都市のうち約 69%が相談事業を現在行っていることが分かった。

図 3-7 DV 加害者に係る相談事業等実施状況の比較（平成 27 年度、令和 5 年度）



前回調査では「加害者更生に関する相談・研修等」について調査したため、相談事業の範囲が広い本調査の結果との単純比較は難しいが、調査研究や DV 加害者プログラムと同様に比較をした結果、平成 27 年当時、「加害者更生に関する相談・研修等」を行っていた（行っていた）と回答した地方公共団体が全体の約 10%であるのに対し、本調査において相談事業を行っている地方公共団体の割合が約 60%であった。

図 3-8 DV 加害者に係る相談事業等実施状況の比較（平成 27 年度相談事業実施状況、令和 5 年度「DV をやめる方法」相談状況）

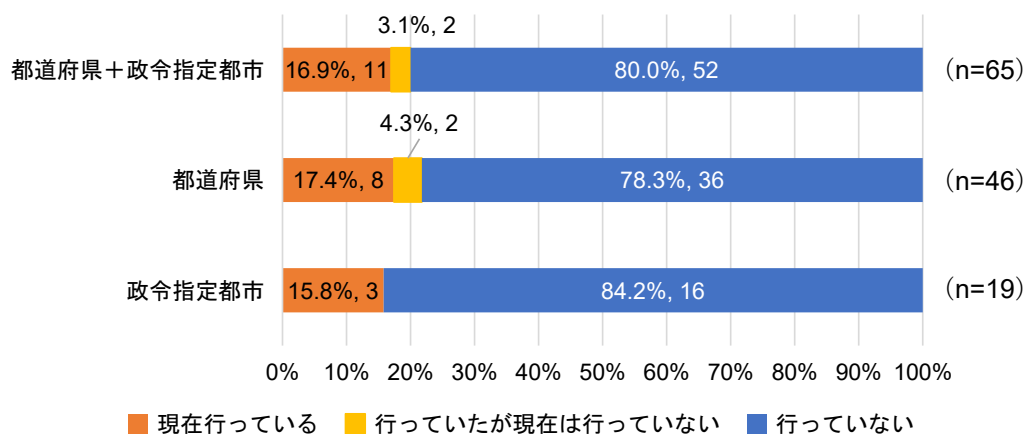


前回調査との比較のため、さらに相談の内容を精査したところ、前回調査との比較が可能な相談内容の選択肢として「DV をやめる方法」があり、回答数は 21 件（複数回答設問）だった。これは回答全体 65 件のうち約 32%になることから、DV 加害に関する相談実績を持つ地方公共団体は増加していると言える。

d. DV 加害者に関するそのほかの事業・取組等（DV 加害者プログラムについての講座や講演会、職員向け研修等）

DV 加害者に関する調査研究、DV 加害者プログラム、相談事業以外の事業・取組等（DV 加害者プログラムについての講座や講演会、職員向け研修等）を「現在行っている」または「行っていたが現在は行っていない」と回答した地方公共団体は、全体の 20% であった。都道府県と政令指定都市に分けて集計した結果、回答の傾向に大きな違いはなかった。

図 3-9 DV 加害者に関するそのほか以外の実施状況



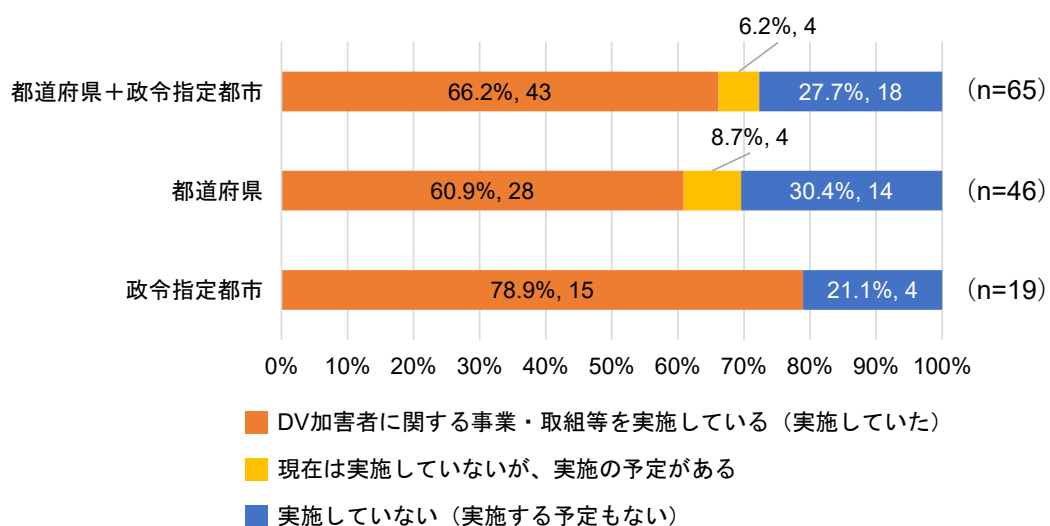
「行っていたが現在は行っていない」と回答した地方公共団体が、現在、そのほかの事業・取組等を行っていない理由は、「例年ではなく必要に応じて実施している」だった。

e. DV 加害者に関する事業・取組等の今後の実施予定

DV 加害者に関する事業・取組等について「現在実施していないが、実施の予定がある」と回答した地方公共団体は全体の約 6 %、「実施していない（実施する予定もない）」と回答した地方公共団体は、全体の約 28 %であった。以上を踏まえると、回答した地方公共団体のうち約 66 %は DV 加害者に関する事業・取組を行っている、または過去に行っていたこととなる。

都道府県と政令指定都市に分けて、今後の実施予定を集計した結果、都道府県よりも政令指定都市のほうが、現在、DV 加害者に関する事業・取組等を実施している割合が高いことが分かった。一方、今後、実施の予定があるのは全て都道府県であった。また、今後、DV 加害者に関する事業・取組等を実施する予定がないのは都道府県のうち約 30 %、政令指定都市のうち約 21 %であった。

図 3-10 DV 加害者に関する事業・取組等の実施予定



2) 各事業の内容

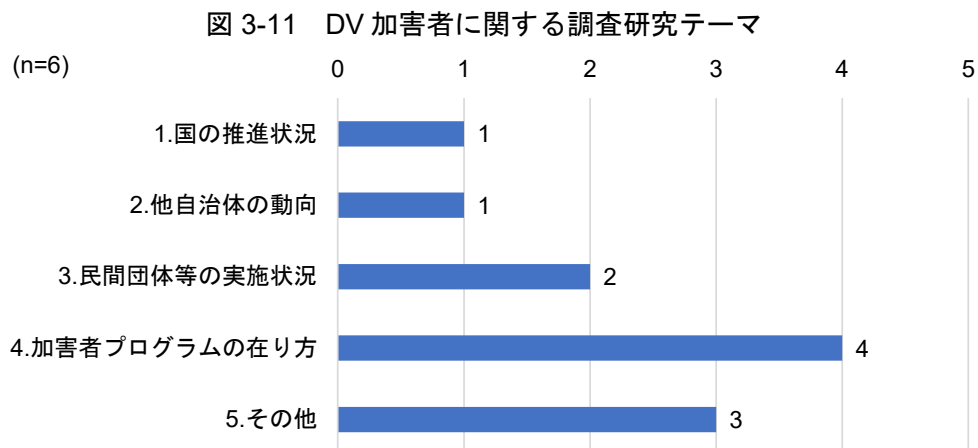
a. 調査研究

ア) 調査研究協力者・団体等の有無

調査研究を行っている、または過去に行っていた地方公共団体 6 件のうち、調査研究協力者・団体等がないと回答したのは 1 件だけであり、そのほかの 5 件については、DV 被害者対応、DV 加害者対応の際に連携する関係機関として、警察や児童相談所などのほか、地方公共団体は各々の地域にある DV 加害者対応の団体や研究機関等の回答があった。

イ) 調査研究におけるテーマ（複数回答可）

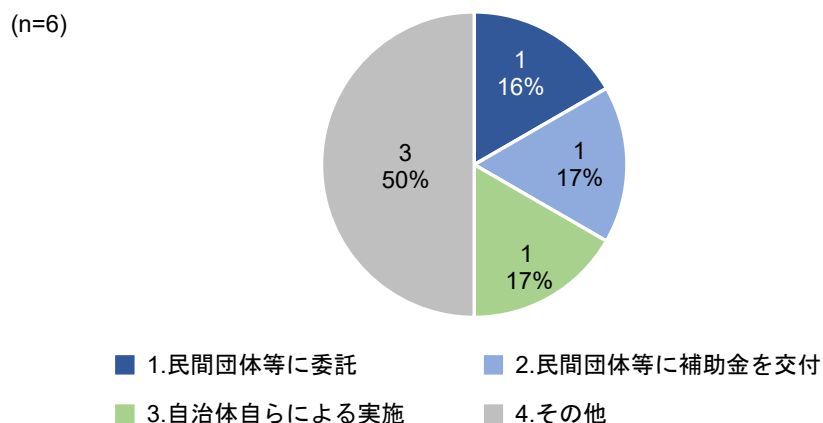
調査研究のテーマの回答として最も多かったのは「加害者プログラムの在り方」であり、調査研究を行っている、または過去に行っていた地方公共団体 6 件中 4 件が回答した。また、「その他」は、「夫婦やパートナーへの加害経験等」や「プログラム・講座実施後の効果検証」だった。



b. DV 加害者プログラム

DV 加害者プログラムを実施している、または過去に実施していた地方公共団体 6 件のうち、「自治体自らによる実施」、「民間団体等に委託」、「民間団体等に補助金を交付」と回答したのは各々 1 件であり、残りの 3 件は「その他」と回答した。

図 3-12 加害者プログラムの実施形式



「自治体自らによる実施」と回答した地方公共団体では、2004～2007 年の 4 年にかけて実施された（公募形式、実施者・参加者各 1 名の対面形式）が、現在は実施しておらず、「加害者教育プログラムを実施するには十分な条件が整っていなかった。」という理由を挙げていた。「民間団体等に委託」、「民間団体等に補助金を交付」と回答した地方公共団体では現在も DV 加害者プログラムが実施されている。

「その他」と回答した 3 件のうち 1 件は、指定管理の自主事業と回答した。残り 2 件は過年度の内閣府試行実施事業だった。

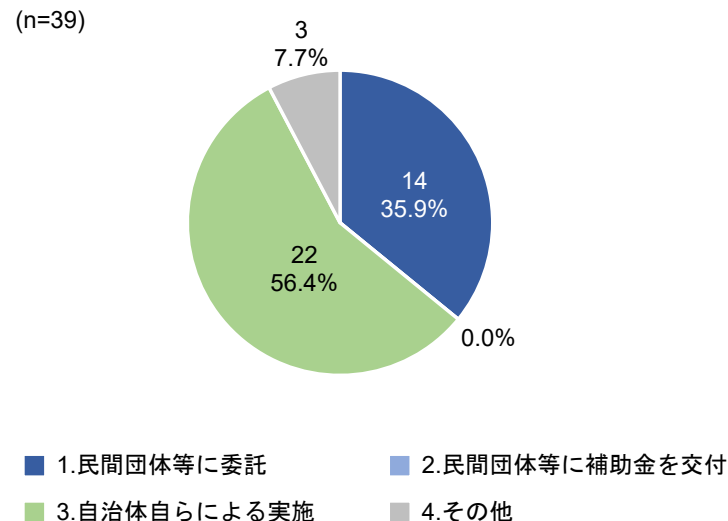
c. DV 加害者にも対応する相談事業

ア) 相談事業の実施形式

相談事業の実施形式について「自治体自らによる実施」と回答した地方公共団体が最も多く、相談事業を行っている地方公共団体の約 56%と過半数を占めることが分かった。

「民間団体等に委託」と回答した地方公共団体は約 36%、「その他」と回答した地方公共団体は 3 件で約 8 %であった。

図 3-13 相談事業の実施形式

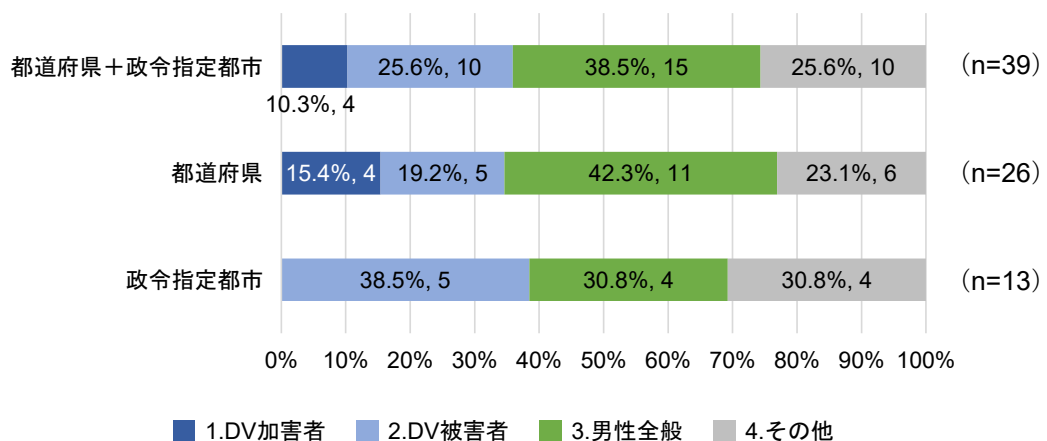


「その他」は、「指定管理事業」や「民間団体に所属する相談員に委嘱」等だった。

イ) 主な相談対象

主な相談対象として最も多かった回答は「男性全般（15 件）」で、相談事業を行っている地方公共団体のうち約 39%が回答した。最も少なかった回答は「DV 加害者（4 件）」であり、相談事業を行っている地方公共団体のうち約 10%が回答した。

図 3-14 相談事業の主な相談対象



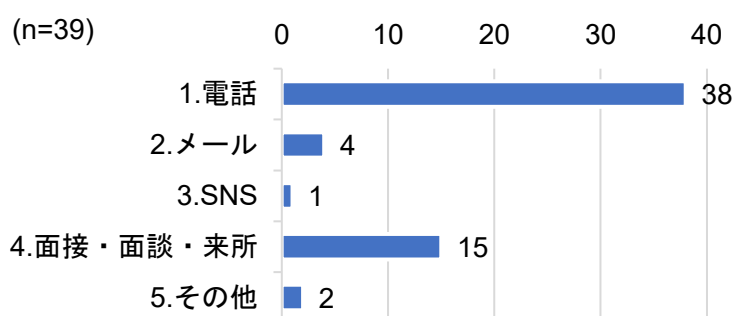
「その他」と回答した地方公共団体は約 26%だった。複数の部署で相談事業を行っている場合や、男性・女性の区別がない相談事業や加害者・被害者等の区別がない相談事業の場合など、本調査の選択肢では回答しにくかった面もあったようである。

なお、相談対象について都道府県と政令指定都市に分けて集計した結果、DV 加害者を対象とした相談事業は都道府県でのみ実施されていることが分かった。

ウ) 相談方法（複数回答可）

相談方法については、相談事業を行っている地方公共団体 39 件のうち 38 件が電話での相談を実施していることが分かった。「その他」の回答は 17 件と 2 番目に多く、メールや SNS の回答は少なかった。「その他」のうち 15 件は「面接、面談、来所」というキーワードを含む回答であったため、以下のとおり、「4. 面接、面談、来所」として「その他」から分けて集計を実施した。「その他」の残り 2 件は「カウンセリング」と「FAX」であった。

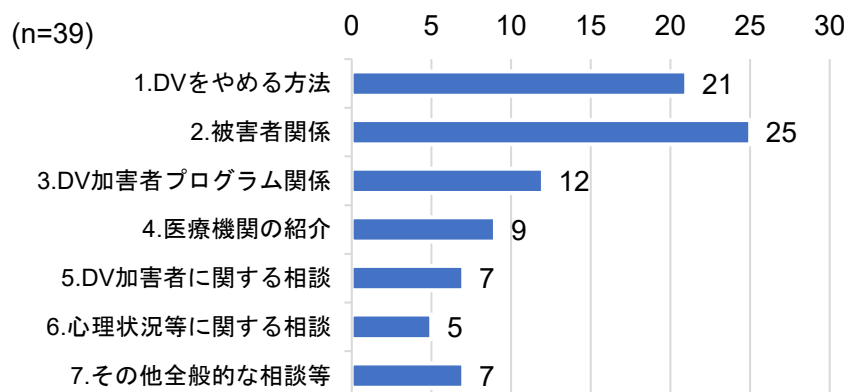
図 3-15 相談事業の相談方法



エ) 相談内容（複数回答可）

相談内容の回答としては最も多かったのは「被害者関係（25 件）」で、次いで多かったのが「DV をやめる方法（21 件）」、「DV 加害者プログラム関係（12 件）」であった。主な相談対象について「男性全般」、「DV 被害者」と回答した地方公共団体も「DV をやめる方法」などの DV 加害に関する相談内容を選択していた。相談事業の範囲を広くとった結果、男性相談、DV 被害相談の中にも加害者対応のニーズがあることが分かった。

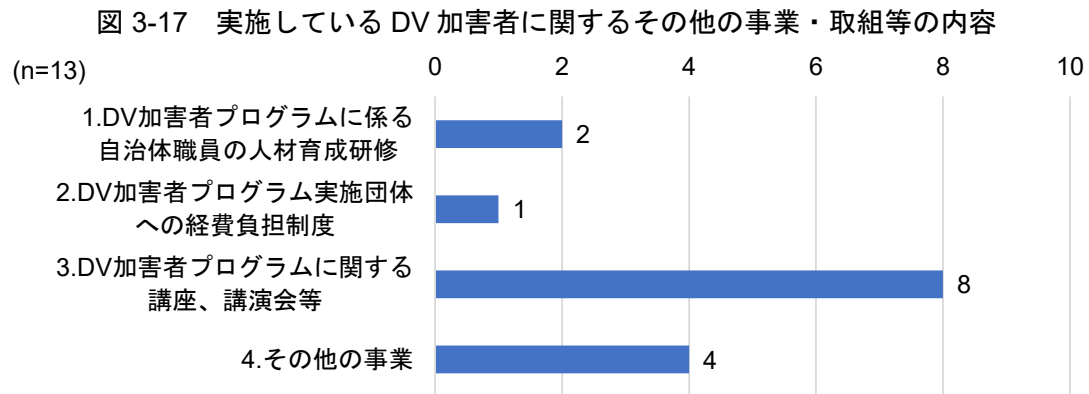
図 3-16 相談事業の相談内容



相談内容の回答の選択肢は、基本的に加害者からの相談を前提に当初 1 から 4 までと「その他」を設定しており、被害者からの相談は「2.被害者関係」に集約されるものと想定していた。しかし、調査結果を確認したところ、「その他」（19 件）の回答の中にも被害者からの相談内容に該当することが含まれていたため、「その他」については、さらに分類を行い、「5.DV 加害者に関する相談」（プログラム実施団体・機関等の情報提供、DV 加害者からの被害者と連絡が取りたい等の問合せ等）、「6.心理状況・人間関係等に関する相談」（職場やパートナーとの人間関係、生き方、からだ・こころの不調等、大学の臨床心理相談センター等の情報提供）、「7.その他全般的な相談等」（加害者からの相談は少ない、総合相談等）に分けて集計を行った。

d. DV 加害者に関するその他の事業・取組等（複数回答可）

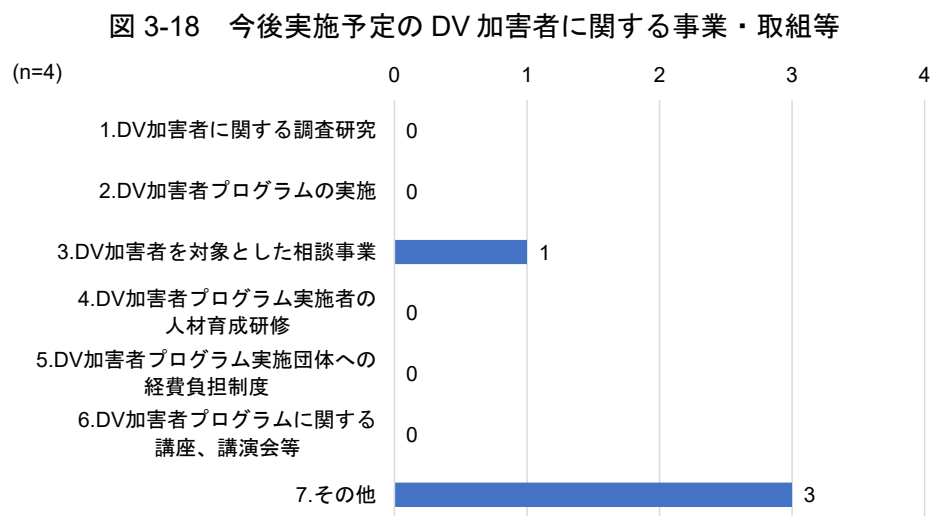
調査研究、DV 加害者プログラム、相談事業以外の事業・取組等を実施しているとの回答があった 13 件の地方公共団体について、事業・取組等の内容を調査した結果、「DV 加害者プログラムに関する講座、講演会等（8 件）」が最も多かった。



「その他」は、「加害者対応を含む『逃げない支援』に向けた地域での対応ガイドラインを作成し、毎年度女性相談員や市町村職員等を対象に研修を実施」や「DV 加害者プログラムの実施を試行する団体へのファシリテーター養成に係る費用の補助」等だった。

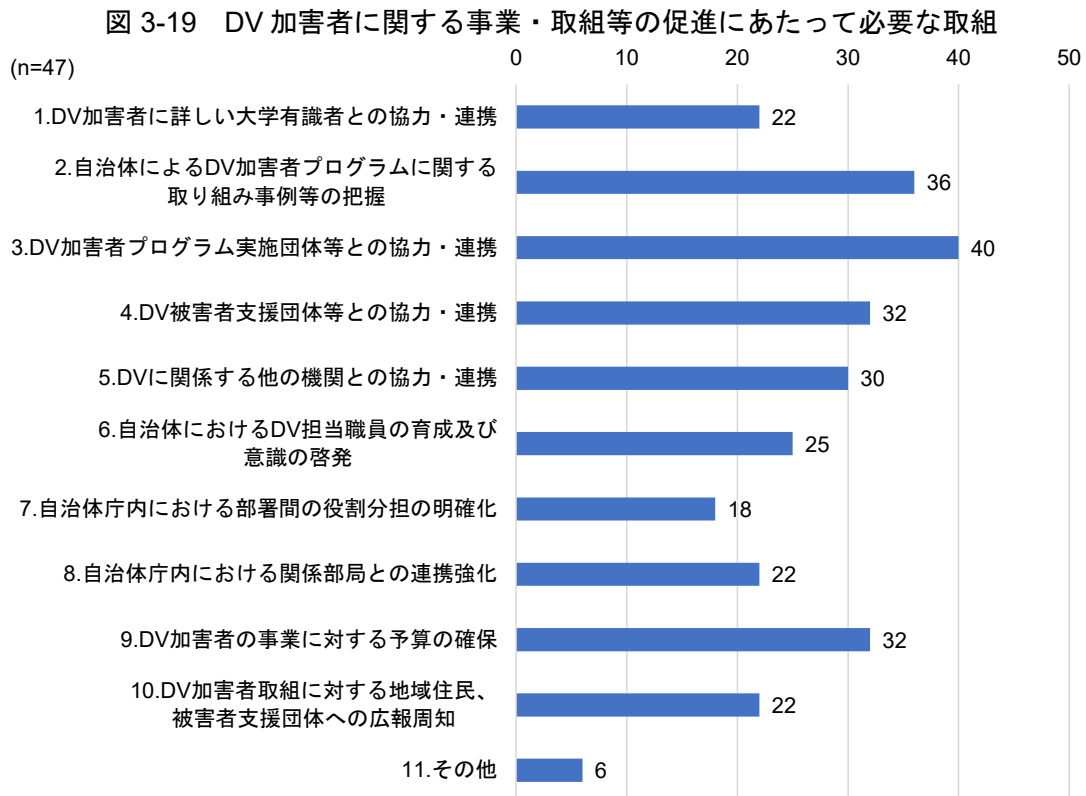
e. 今後実施予定の DV 加害者に関する事業・取組等（複数回答可）

DV 加害者に関する事業・取組等について「現在は実施していないが、実施の予定がある」と回答した地方公共団体は全体の約 6 %（4 件）であり、いずれも都道府県であった。予定している具体の事業は「DV 加害者を対象とした相談事業」が 1 件、「その他」が 3 件であった。「その他」の内容は検討予定、もしくは詳細を検討中であり、予定が確定している事業はない。



f. 今後、DV 加害者に関する事業・取組等を進めるために必要な取組（複数回答可）

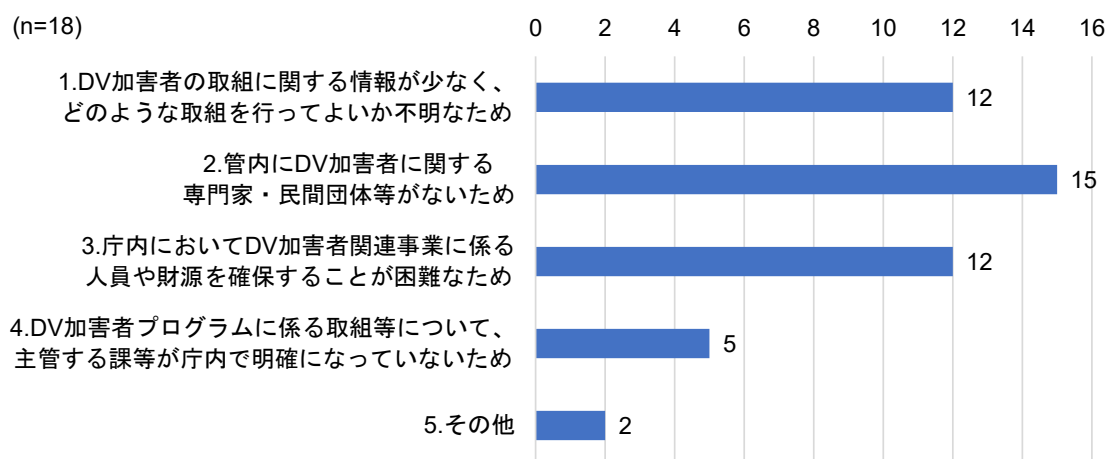
今後、DV 加害者に関する事業・取組等を進めるために必要な取組について、最も多かった回答は「DV 加害者プログラム実施団体等との協力・連携（40 件）」、次いで多かったのは「自治体による DV 加害者プログラムに関する取り組み事例等の把握（36 件）」、3 番目が「DV 被害者支援団体等との協力・連携（32 件）」、「DV 加害者の事業に対する予算の確保（32 件）」であった。そのほかの選択肢についても回答数は 10 件以上あり、比較的多くの地方公共団体が DV 加害者プログラムの進め方について、様々な観点から検討中であると考えられる。



g. DV 加害者に関する事業・取組等を実施しない理由（複数回答可）

DV 加害者に関する事業・取組等を実施していない（実施の予定もない）と回答した地方公共団体 18 件の実施しない理由について、最も多い回答は「管内に DV 加害者に関する専門家・民間団体等がないため（15 件）」であった。次いで多かったのは「DV 加害者の取組に関する情報が少なく、どのような取組を行ってよいか不明なため（12 件）」と「庁内において DV 加害者関連事業に係る人員や財源を確保することが困難なため（12 件）」であった。

図 3-20 DV 加害者に関する事業・取組等を実施しない理由



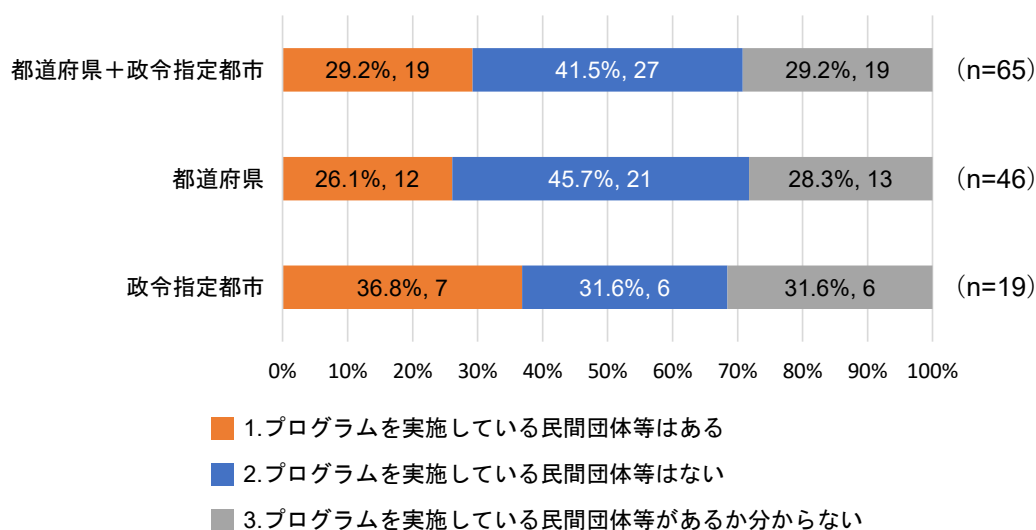
(3) 機関連携

1) DV 加害者プログラム実施団体の有無

地方公共団体管内における DV 加害者プログラム実施団体の有無について調査した結果、「プログラムを実施している民間団体等はある」と回答した地方公共団体が全体の約 29%、「プログラムを実施している民間団体等はない」が全体の約 42%、「プログラムを実施している民間団体等があるか分からない」が全体の約 29%という結果となった。

また、都道府県と政令指定都市を分けて集計した結果、都道府県でプログラム実施団体があるのは約 26%、政令指定都市では約 37%だった。

図 3-21 DV 加害者プログラム実施団体の有無



管内にプログラム実施団体がある地方公共団体が回答した団体の活動内容は、類似した回答を整理したところ、「DV 加害者を対象としたプログラム」（DV 加害者プログラム、依存症からの回復プログラム等）と「DV 加害者以外（DV 被害者、加害者の家族等）を対象とした多様な取組」（DV 被害者への支援プログラム、相談支援、デート DV 予防セミナー、講演・研修等）に分類できた。

DV 加害者プログラムの実施形式は、対面やオンライン、グループに入る前に個人面談などを行っているところがあった。

2) DV 加害者に関する事業・取組等における連携の有無（複数回答可）

DV 加害者に関する事業・取組等において連携している関係団体・庁内部署の有無を調査した結果、連携している団体・部署があると回答した地方公共団体においては、複数の団体・部署と連携している場合が多く、最も連携先として挙げたのは「配偶者暴力相談支援センター」（21 件）であった。そのほか、「警察」（17 件）、「児童相談所」（16 件）なども連携先の上位に挙げられている。また、「DV 加害者プログラム実施団体」と連携している地方公共団体は 10 件であった。

他方、「いずれの団体・部署とも連携していない」という回答が 36 件あり、全体の過半数が DV 加害者に関してはどの団体・部署とも連携をしていないことが分かった。

図 3-22 DV 加害者に関する事業・取組等における連携の有無（機関種別）

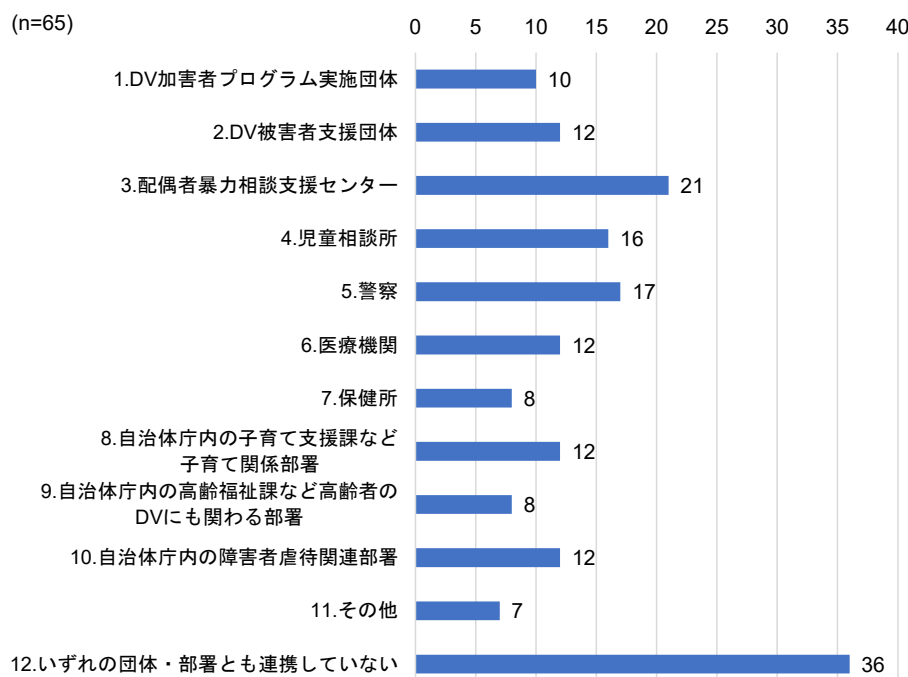
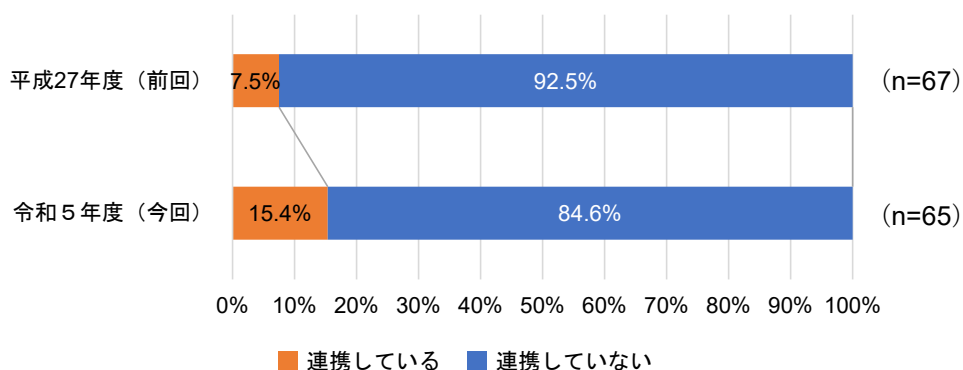


図 3-23 DV 加害者プログラムの実施団体との連携状況の比較（平成 27 年度、令和 5 年度）

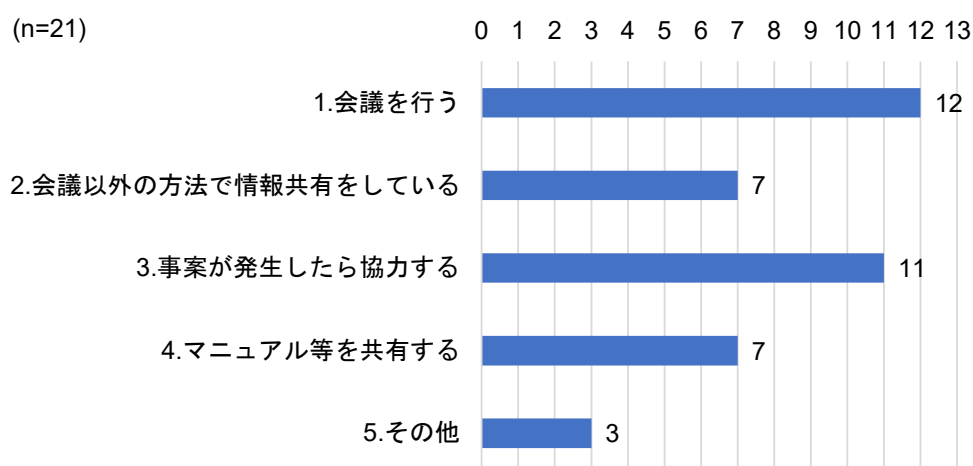


DV 加害者プログラム実施団体との連携状況について前回調査の結果と比較したところ、DV 加害者プログラム実施団体と連携している地方公共団体は令和 5 年度は全体の約 15%と割合は低いものの、平成 27 年度から地方公共団体の数は増えている。

3) DV 加害者に関する取組における連携の形態（複数回答可）

連携先として最も多く回答があった配偶者暴力相談支援センターとの連携の方法について調査した結果、回答が多かったのは「会議を行う」、「事案が発生したら協力する」であった。

図 3-24 配偶者暴力相談支援センターとの連携の形態



なお、「その他」は、「DV 防止啓発チラシの配布等による周知・広報」や「研修会の実施」だった。

4) DV 加害者に関する事業・取組等における連携内容

DV 加害者プログラム実施団体及び図 3-22 で連携先として多くの回答が挙げた外部機関における連携内容の概要を以下に示す。1)と同様に回答を整理し、類似した回答数をカッコの中に記載する。なお、一つの回答でも、複数の内容にまたがる場合もあるので、その場合は、それぞれの回答数に加算している。

回答を整理した結果、どの連携先とも「定期的な会議・協議会等の開催」、「必要に応じた情報共有の実施」についての意見が2件以上挙がっており、前者では、関係機関は配偶者暴力対策ネットワーク会議などのメンバーとなっていることが多く、その会議の中で適宜情報交換が行われている。また、後者では、被害者の安全確保のために、事前に関係者間で加害者情報を共有することがある。

● DV 加害者プログラム実施団体

- ・ プログラム実施団体を講師とした講演会や講座の実施（3）
- ・ 定期的な会議・協議会等の開催（2）
- ・ 必要に応じた情報共有の実施（2）
- ・ 相談事業等を通じた団体紹介からの連携（2）

● DV 被害者支援団体

- ・ 定期的な会議・協議会等の開催（5）
- ・ 必要に応じた情報共有の実施（4）
- ・ 相談事業等の委託（2）
- ・ チラシの配布など広報・周知における連携（1）

● 配偶者暴力相談支援センター

- ・ 定期的な会議・協議会等の開催（8）
- ・ 必要に応じた情報共有の実施（4）
- ・ 被害者支援マニュアル等や加害者対応方法等の共有（4）
- ・ プログラム実施団体の紹介（2）

● 児童相談所

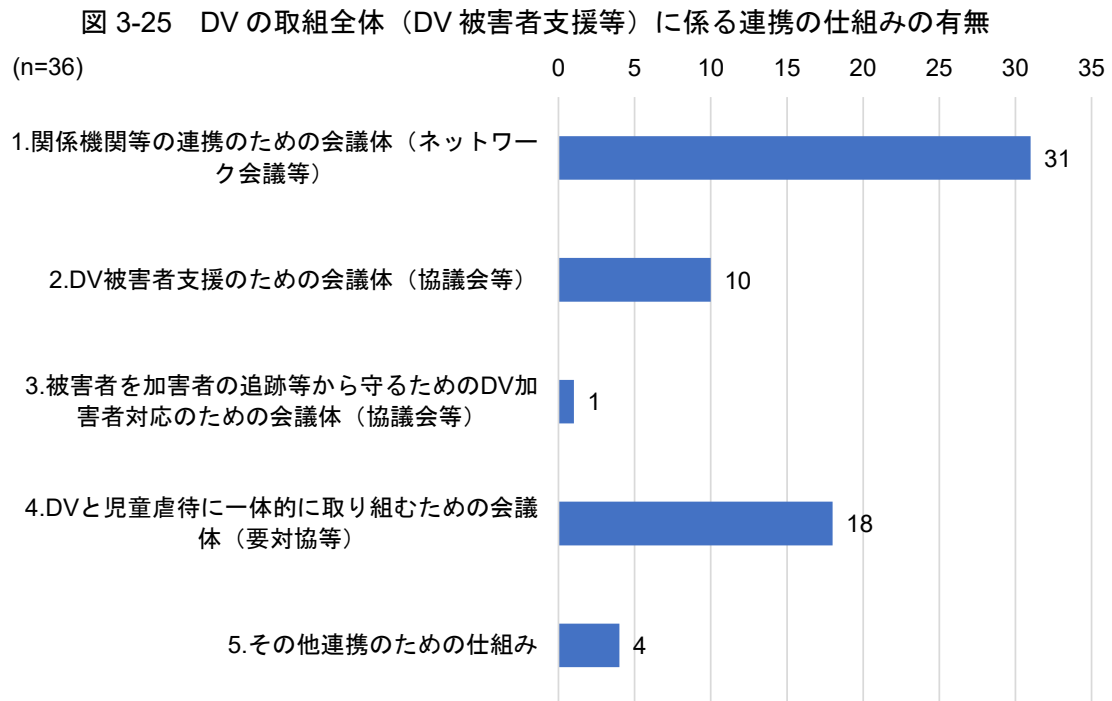
- ・ 定期的な会議・協議会等の開催（6）
- ・ 必要に応じた情報共有の実施（5）
- ・ 要保護児童対策地域協議会（要対協）における情報共有（3）
- ・ 親への DV 加害者プログラムの紹介（1）
- ・ 加害者対応方法等の共有（1）

● 警察

- ・ 定期的な会議・協議会等の開催（8）
- ・ 必要に応じた情報共有の実施（7）
- ・ 警察を講師とした研修会の実施（1）
- ・ 危険な加害者への対応依頼（巡回など）（1）
- ・ 必要に応じた情報共有（5）

5) DV の取組全体（例えば DV 被害者支援等）に係る連携の仕組みの有無（複数回答可）

DV 加害者に関する事業・取組等について「いずれの団体・部署とも連携をしていない」と回答した地方公共団体（36 件）に対し、DV の取組全体における連携の仕組みについて調査した結果、最も多かった回答は「関係機関等の連携のための会議体（ネットワーク会議等）」（31 件）であった。次いで多かったのは「DV と児童虐待に一体的に取り組むための会議体（要対協等）」（18 件）であった。



(4) その他

1) DV 加害者対応について課題に感じている点や日頃の取組を通じて考えていること（自由記述）

本項目でも類似した回答を整理し、類似した回答数をカッコの中に記載する。なお、一つの回答でも、複数の内容にまたがる場合は、それぞれの回答数に加算している。整理した結果、特に多かったのは「被害者支援の一環として取り組む上での留意事項」（21件）に関する意見で、次いで多かったのは「DV 加害者対応、プログラム実施に関する人材・知見等の不足」（18件）であった。

● 被害者支援に係る課題

- ・ 被害者支援の一環として取り組む上での留意事項（被害者の安全確保の必要性、被害者が逃げないで済む対応の必要性、被害者対応と両立できる加害者対応の体制等）（21）

● DV 加害者対応・プログラムに関する課題

- ・ DV 加害者対応、プログラム実施に関する人材・知見等の不足（18）
- ・ DV 加害者の意識の問題（ニーズが不明、加害意識がない等）（10）
- ・ DV 加害者等に関する民間団体の不足等（9）
- ・ DV 加害者プログラムの効果検証の困難等（8）
- ・ DV 加害者等のニーズ・状況の把握不足（4）

● その他の課題

- ・ 民間団体の活用に関する不安（3）
- ・ 予算の不足（2）
- ・ 加害者介入に関する法整備（2）
- ・ 予防教育の重要性（1）

2) 国への要望等（自由記述）

国への要望として、国による DV 加害者対応に関する事業・取組等の実施を望む意見が多かった。

● 国による事業等の推進

- ・ 加害者対応に関する研修・情報提供（13）
- ・ 財政支援（DV 等の交付金等）に関する情報提供（7）
- ・ DV 加害者プログラムの効果検証等（6）
- ・ 加害者プログラム・ガイドライン等の作成（5）
- ・ DV 加害者プログラムの実施（オンライン等）（3）
- ・ DV 加害者対応に係る人材育成支援（3）

● DV 加害者に係る法整備等

- ・ DV 加害プログラムの義務化などの法整備（5）
- ・ DV 加害者プログラムのリスクへの対応（2）

● DV 加害者対応に係る他自治体・民間団体の情報提供

- ・ 他自治体の加害者プログラム事例の情報提供（11）
- ・ DV 加害者対応団体の情報提供（8）

3.2 ヒアリング調査

表 2-2 のヒアリング対象に対し、表 2-3 または表 2-4 の調査項目に沿ってヒアリング調査を実施した。地方公共団体へのヒアリング結果は 3.2.1、プログラム実施団体へのヒアリング結果は 3.2.2 のとおりである。

3.2.1 地方公共団体ヒアリング

地方公共団体へのヒアリングを行った結果の概要は以下の表のとおりである。

(1) 背景・経緯等

ヒアリング対象の地方公共団体では、主に DV 加害者プログラムや相談事業（DV 加害者向け相談、男性相談、DV 被害者向け相談）を実施しており、背景・経緯は地方公共団体によって様々であった。カッコ内は、主管課（男女共同参画関連部署（以下、「男女共同参画」という。））、又は、子ども・家庭関連部署（以下、「子ども家庭」という。））を示す。

表 3-2 DV 加害者に関する事業・取組等を実施した背景・経緯等

地方公共団体	ヒアリング内容
都道府県 A (男女共同参画)	- 都道府県 A において「配偶者等からの暴力に関する調査」を実施したところ、DV 被害者の大半が子どもの存在や経済的事情、パートナー変容への期待から DV 加害者と別れられず、DV が繰り返される状況であることを把握した。 - これらの調査などを踏まえ、被害者支援の一環として、加害者が自らの加害に気づき、加害を繰り返さないことを目的としたプログラムの実施に至った。
都道府県 B (男女共同参画、子ども家庭)	- 平成 16 年度に相談窓口を設置しつつ、DV 加害者更生のための指導方法の調査研究に取り組み、平成 19 年から DV 加害者対策に係る具体的な取組を実施。（男女共同参画） - 都道府県 B における DV 対策事業は、昭和 47 年に売春防止法に基づいて設置した婦人相談所（女性相談支援センターの前身）に平成 14 年に配偶者暴力相談支援センターの機能を付与し、実施。平成 18 年頃から順次、各圏域の福祉事務所にも配偶者暴力相談支援センターの機能を付与させ、機能を拡大。（子ども家庭）
都道府県 C (男女共同参画)	- 都道府県 C の男女平等参画推進の観点から、男性が抱える問題について相談を受ける事業である男性相談を平成 13 年 6 月から開始。 - 令和 4 年度に内閣府の調査研究事業に参加して配偶者暴力加害者プログラム事業を試行実施。令和 5 年度は、都道府県 C 単独事業として配偶者暴力加害者プログラム事業費補助金を創設。
都道府県 D (男女共同参画)	- DV 加害者への対応が課題として挙がっていたことを受けて、DV 男性加害者の暴力抑止に関する相談窓口（国内初の DV 男性加害者に対する公的相談窓口）を平成 13 年 4 月に開設。 - 都道府県 D における令和 4 年度の調査研究事業は、担当者の退職をきっかけに、これまでの相談実施の取組をとりまとめたもの。
都道府県 E (男女共同参画)	- DV 防止基本計画を平成 26 年 3 月に改定した際に、主要施策の中に配偶者暴力相談支援センターの機能の充実と、未然防止・早期発見に向けた取組を挙げたことをきっかけに、加害者にも対応する男性向けの DV 相談窓口を設置した。 - 平成 26 年度中に相談窓口の試行実施を行い、同年 11 月から本格的に開始。

地方公共団体	ヒアリング内容
都道府県 F (男女共同参画)	平成 26 年 10 月 1 日に母子及び父子並びに寡婦福祉法が改正され、父子家庭への支援が拡大したことを背景に、男性 DV 被害者からの求めに応じる形で、男性 DV 相談を開始した。
都道府県 G (子ども家庭)	- DV については、女性への DV 等に関する電話相談や面談相談を中心として対応。 - DV 加害者プログラムに関しては国等での研修を受ける等、その存在及び必要性は認知している。今後、DV 加害者プログラムの実施について検討していく必要はあると考えているが、都道府県 G 内で具体的な取り組みは行われていない。
都道府県 H (子ども家庭)	コロナ禍で男性からの相談の件数が増加し、更なるニーズに応えるため、男性の相談員による男性専門相談を令和 3 年度から開始。

(2) 実施体制（内部体制、外部団体等との連携）

DV 加害者プログラムを実施している、または過去に実施していた地方公共団体 4 件のうち、3 件は外部団体に委託をする形で実施していたが、1 件は自ら実施していた。また、外部団体等との連携については、相談事業にて配偶者暴力相談支援センターや児童相談所等と連携しているという事例が複数挙がった。

表 3-3 実施体制（内部体制、外部団体等との連携）（地方公共団体）

地方公共団体	ヒアリング内容	
	内部体制	外部団体等との連携状況
都道府県 A (男女共同参画)	・ DV 加害者プログラムは都道府県 A 内の私立大学 A へ委託する形で実施。 ・ 都道府県 A は 1 名、私立大学 A のプログラム担当者は計 6 名（大学教員、臨床心理士 2 名、記録担当 2 名、大学職員 1 名）の体制で対応。	・ 被害者支援団体とは一定のつながりがあり、都道府県 A における DV 加害者プログラムの取組について周知や広報で協力。 ・ 被害者支援団体から加害者プログラムへの参加を促すこともある。
都道府県 B (男女共同参画、子ども家庭)	・ DV 加害者更生相談を実施。受託者の施設内の DV 加害者更生相談室にて 3 名体制で実施。（主に相談事業を行う職員、事務職員、外部有識者にて構成）（男女共同参画） ・ DV 被害者支援については子ども家庭（配偶者暴力相談支援センター）が実施。（子ども家庭）	・ DV 被害者支援を女性相談支援センターや配偶者暴力相談支援センターの他に、児童相談所や市町村等とも関わりながら実施。（子ども家庭）
都道府県 C (男女共同参画)	・ 男性相談は、配偶者暴力相談支援センターが外部団体へ委託する形で実施。 ・ 配偶者暴力加害者プログラム事業費補助金事業は、担当者 2 名で対応。	・ DV の相談を受けた後の具体の対応として、より専門的な機関等を紹介することが多い。 ・ 配偶者暴力相談支援センター主催で配偶者暴力相談支援センター連携会議を実施。 ・ 公募により加害者プログラム実施団体への補助事業を実施。
都道府県 D (男女共同参画)	・ DV 男性加害者の暴力抑止に関する相談窓口は都道府県 D が所管する相談実施機関の相談員がほかの相談業務と兼務する形で実施。 ・ DV 加害者相談についての調査研究は、令和 4 年度までの担当者（すでに退職）を中心に実施。	・ 女性相談支援センターと連携しており、DV 加害相談担当者が、不定期開催の講演会講師を務めている。 ・ 外部団体等との連携はないが、大学や弁護士、他の地方公共団体から取組内容を参考にさせてほしい旨の相談を受けたことはある。
都道府県 E (男女共同参画)	・ 男性向けの DV 相談窓口は男女共同参画センターにおいて男性精神保健福祉士により対応している。	・ 都道府県 E と市町村等関係機関との連携として、男性 DV に関する情報交換をしている。

地方公共団体	ヒアリング内容	
	内部体制	外部団体等との連携状況
都道府県 F (男女共同参画)	・ 男性 DV 被害者相談を女性相談支援センターから団体に所属する弁護士に委託する形で実施。 ・ 毎回同じ弁護士ではなく、弁護士は男性の場合もあれば女性の場合もある。この団体には女性相談支援センターの他センターの関連業務も委託している。	・ ワンストップ支援センターの運営団体やシェルターを設置する民間の被害者支援団体と連携。民間団体とは、配偶者暴力防止法に基づいたネットワーク会議や、民間シェルター会議等を実施。
都道府県 G (子ども家庭)	・ 女性への DV 等に関する電話相談と面接相談は、女性相談センター及び都道府県 G 内福祉事務所等に配置されている女性相談員が実施。 ・ 男性相談は男女共同参画センターの所管で男性相談員が実施。	・ 警察署に寄せられる DV 関連相談の中で、被害者が保護や自立支援を求める場合には警察から引き継いで対応することや、児童虐待や面前 DV 等の相談が寄せられた場合には児童相談所等と必要に応じて連携している。
都道府県 H (子ども家庭)	・ 都道府県 H 内に 3 箇所ある配偶者暴力相談支援センターのうち、1 箇所で男性相談を実施。ほか 2 箇所は女性相談に特化。	・ 女性の加害相談があった場合は依存症患者の回復支援等を行っている民間団体に適宜つないでいるが、当該団体では男性相談は実施していない。 ・ 男女共同参画センターは女性活躍推進課、配偶者暴力相談支援センターは子ども・青少年局が所管であり、担当所管同士で会議の場を設けている。

(3) 計画上での位置付け

ほとんど地方公共団体では、DV 加害者対応は、被害者支援の一環または暴力防止に向けた取組の一環として記載されていた。

表 3-4 地方公共団体の各種計画における DV 加害者対応の位置付け

地方公共団体	ヒアリング内容
都道府県 A (男女共同参画)	DV 防止基本計画及び男女共同参画計画において DV 加害者プログラムを被害者支援の一環と位置付けている。
都道府県 B (男女共同参画、子ども家庭)	DV 加害者対応と DV 被害者支援はどちらも DV 防止基本計画に記載されており、加害者対応は配偶者からの暴力抑制の取組として位置付けられている。当該計画は見直し中だが、DV 加害者プログラムについても記載予定。
都道府県 C (男女共同参画)	DV 防止基本計画において、被害者支援の一環として男性相談、配偶者暴力加害者プログラムが位置付けられている。
都道府県 D (男女共同参画)	DV 防止基本計画及び男女共同参画計画の中で、DV 加害者に関する事業は暴力抑止のための取組として位置付けられている。
都道府県 E (男女共同参画)	DV 防止基本計画の中で、男性向けの DV 相談窓口は、暴力の未然防止に向けた取組の強化の一環として位置付けられている。
都道府県 F (男女共同参画)	令和 6 年 4 月に策定予定の DV 防止基本計画では DV 加害者に係る対策を DV 防止啓発の推進の施策として記載する予定。
都道府県 G (子ども家庭)	DV 防止基本計画の中で被害者支援の一環として記載されている。
都道府県 H (子ども家庭)	DV 防止基本計画において、被害者への切れ目のない支援の一つとして加害者相談が位置付けられている。

(4) 事業の立案、人材・予算の確保について

DVに関する事業の予算確保については、都道府県 A と都道府県 B のプログラム以外は事業単独で予算を確保しているわけではなく、事業を実施しているセンターの予算の一部や総合相談の予算の一部が DV 加害者対応に使われる場合が多かった。また、予算の確保については苦勞している地方公共団体も一部見られた。

表 3-5 事業の立案、人材・予算の確保

地方公共団体	ヒアリング内容
都道府県 A (男女共同参画)	・ DV 加害者プログラムの立案にあたり、平成 29 年度にストーカー加害者へのカウンセリング事業を開始した都道府県 A 警察にヒアリングを実施。 ・ 事業に必要な予算の確保にあたり、被害者支援の一環として加害者対応に取り組む重要性について理解を得ることに苦勞した。令和 5 年度の DV 加害者プログラム事業には約 180 万円の予算が計上されている。
都道府県 B (男女共同参画、子ども家庭)	・ DV 加害者更生相談窓口の事業予算は、近年は年間 1,000 万円を計上（すべて委託費）し、確保できている。
都道府県 C (男女共同参画)	・ 加害者プログラム補助事業の企画立案にあたり、他の地方公共団体の事例も確認。そのほか、昨年度の試行実施に参加した団体や加害者プログラム実施団体にヒアリングを実施。 ・ 加害者プログラムの人員体制としては、性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金担当者である本庁職員 2 人に対応。予算については 10/10 補助とし、2 団体を想定して確保した。
都道府県 D (男女共同参画)	・ DV 加害者対応の人員確保という面では、男性相談者には男性の相談員がついているが、相談機関内の男性相談員は 1 名のみである。都道府県 D 全体でも男性の相談員が女性に比べて少ないため、人事の調整が非常に難しい。 ・ DV 加害者の相談窓口について予算を確保しているわけではなく、相談機関の予算の中で対応。
都道府県 E (男女共同参画)	・ 予算確保については、DV 被害者支援に係る維持的な事業経費の位置付けで概ね認められているが、予算が別途ついたとしても人員的に追加の業務を担える状況にない。
都道府県 F (男女共同参画)	・ 相談事業は国の補助があるので予算繰りの苦勞は特に感じてはいない。 ・ DV 加害者プログラムについては来年以降、内閣府が実施する性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金に、DV 加害者プログラムが対象事業となる話があることから、都道府県 F の DV 加害者プログラム実施団体も補助金が受けられればよい。補助金の予算繰りについては、毎年苦勞している。
都道府県 G (子ども家庭)	・ 女性への DV 等に関する相談事業は女性保護事業費という大区分で予算を確保。その中に女性相談センター運営費、女性一時保護所運営費、女性保護施設運営費等が含まれている。
都道府県 H (子ども家庭)	・ 男性相談は総合相談（女性相談も含む）と専門相談において行っている。 ・ 男性の相談員を確保する上では、男性相談事業に充てられる補助金の検討に苦慮している。配偶者暴力相談支援センターで実施する女性相談は相談員を女性相談支援員として、国の女性相談に係る経費で計上している一方、男性の相談員を雇用する際に利用できる同様の補助金制度はない。

(5) 事業・取組等の内容

ヒアリング対象のうちDV加害者プログラムを実施した経験があるのは都道府県A、B、C、Dの4件で、都道府県C以外は令和5年度も継続して実施していた。そのほかの事業としては相談事業を実施している地方公共団体が最も多かった。

表 3-6 事業・取組等の内容

地方公共団体	ヒアリング内容
都道府県 A (男女共同参画)	● DV 加害者プログラム ・ 個人カウンセリング、グループワークからなる。グループワークへの参加は、個人カウンセリングを通して、グループワークへの適性、更生への意思等をみて、総合的に判断している。 ・ 個人カウンセリングは5回目までは公費負担（無料）で受講できるが、6回目以降は有料で、料金は1回あたり 4,000 円。回数制限は設けていない。 ・ グループワークは1クール8回で、年間3クール24回実施。基本3クール受講を目指している。1クールは公費負担（無料）だが、2クール目以降は有料。2クール目以降は1回あたり 500 円で、回ごとに受講料を徴収。 ・ 任意参加であるため、途中離脱者のその後を把握するような取組は特段実施していない。 ・ DV 加害者支援員の人材育成のため、支援員養成講座を実施。DV・虐待・性暴力等あらゆる加害への対応や暴力に頼らない関係づくりなどの学びを深める内容となっている。
都道府県 B (男女共同参画、子ども家庭)	● DV 加害者更生相談等（男女共同参画） ・ DV 加害者向けの相談事業とグループワークを実施。グループワークは DV 加害者プログラムではなく、自助グループと話し合いをする場という位置付け。 ・ 相談は電話と面接の両方で実施。加害者だけでなく、被害者や加害者家族からの相談も受付可能。 ・ DV 加害者と一般の方も対象とした DV 防止講座も実施。 ・ 加害者のパートナー（被害者）についてはパートナー本人が希望する場合には連絡を取っている。 ● DV 被害者支援（子ども家庭） ・ 相談窓口から DV 被害の相談を受けた後、緊急な安全確保が必要な場合は一時保護を実施。その後、自立支援の必要性が認められた場合は婦人保護施設や市町村と連携しながら対応。 ・ 警察（ストーカー対応等も含む）や病院（診断書発行）、地方裁判所（保護命令発令）、児童相談所、市町村窓口が主な連携先。特に市町村は、一時保護終了後の生活再建を図る上では欠かせない連携先になる。 ・ DV被害の相談から DV 加害者更生相談につなげることはしていない。被害者保護の観点から、同じ現場で、被害者支援と加害者更正相談の両立は難しいと考えている。

地方公共団体	ヒアリング内容
都道府県 C (男女共同参画)	● 男性相談（配偶者暴力相談支援センター、委託先団体） ・ 電話相談及び証明書発行のため等の面接相談を実施。 ・ 委託先の団体は男性相談等の実績・知識があること、社会福祉士等の資格があるなどの要件を付して選定。 ・ 自分がしていることが DV に当たるのかどうかという相談が多い。 ・ 相談後は専門的な機関等を紹介する形でフォロー対応を実施。 ● 女性相談（配偶者暴力相談支援センター、LINE 相談委託先団体） ・ 女性の相談窓口は配偶者暴力相談支援センター、DV 専用として LINE 相談があり委託先の団体が実施。 ・ 女性相談に男性相談となりうる相談が来た場合は、男性相談を紹介。 ● 配偶者暴力加害者プログラム事業費補助金（男女共同参画） ・ 補助対象事業は、加害者プログラム事業、人材育成事業、効果検証。 ・ 1 団体当たりの上限は 100 万円。事業開始は 9 月下旬となったが、4 月 1 日に発生した経費から補助対象とした。 ・ 補助対象団体の審査は有識者を含む審査員 5 名で実施。審査方法はオンラインツールを用いた○×採点方式。応募は 2 件、1 件を採用。
都道府県 D (男女共同参画)	● DV 男性加害者の暴力抑止に関する相談窓口（相談事業及び DV 加害者プログラム） ・ 相談員 1 名で対応しており、相談者 1 名あたり 1 時間としている。 ・ 相談者を対象に都道府県 D 独自の DV 加害者プログラムも実施。実施者は相談事業と同じ相談員が兼務。プログラム内容は調査研究を実施した前任担当者が研究資料の文献調査や講習等を受けて、独自に開発したもので、全 9 回、月 1 回の実施内容。予定では 1 回あたり 1 時間だが、時間内に各回のテーマが終わらず、完了まで 1～2 年程度はかかる。最長で 10 年ほど関わっている相談者もいる。 ・ プログラムは個人対面形式で実施。グループ形式が望ましいという認識はあるがグループでの実施には至っていない。 ・ パートナー面談は実施していない。被害者と加害者を同一機関でケアする難しさを鑑みて、被害者支援は別の機関に依頼している。 ● 調査研究 ・ 令和 4 年度までの担当者を代表研究者として、これまでの相談実施の取組をまとめる目的で実施。 ・ 代表研究者が対面で対応してきた DV 加害者に対しアンケート調査を実施。 ・ 都道府県 D の公式 HP に公表した調査報告書を見て、相談窓口に来た相談者がいる。 ・ 調査継続の予定はない。
都道府県 E (男女共同参画)	● 男性 DV 相談窓口 ・ 被害者向け相談と DV に悩む方の相談（加害者にも対応）の両方の電話相談窓口が設置されている。 ・ 相談内容は加害の場合もあれば、その逆の場合もあるため、内容を聞いてから改めて被害・加害と分類している。 ・ 加害相談では、相談内容について傾聴し、専門家である精神保健福祉士による相談につなげる。加害者更生プログラムを実施している民間団体を紹介することはあるが、団体に直接連絡を取ることはなく、紹介のみである。 ● 男性のための DV 専門相談 ・ DV 被害者向けの専門家による相談で、法律相談と精神保健相談を行っている。対面のみで電話相談はしていない。

地方公共団体	ヒアリング内容
都道府県 F (男女共同参画)	● 男性 DV 被害者相談 ・ 最初は電話にて実施するが、対面に移行することもある。 ・ 相談内容としては、DV に関する相談の他に親族関係、医療関係など様々な相談が寄せられている。加害に関する相談は現在までない。 ・ 都道府県 F 内のプログラム実施団体とは情報交換をしており、地域定着の支援を対応してもらっている。
都道府県 G (子ども家庭)	● 女性の DV 相談 ・ 都道府県 G 下では 37 名の女性相談員が配置されている（女性相談センターでは女性相談員 2 名で対応）。 ・ DV 加害者の更生を実施している団体を教えてほしい等の DV 加害者関連の相談はあったが、DV 加害者からの直接相談はない。都道府県 G 内の加害者対応関係の団体の把握はしているが、特定の団体を紹介はしておらず。HP での検索、確認等を案内している。 ● 男性相談 ・ 男性相談員 2 名が対応しており、電話にて実施。 ● 都道府県 G 実施の児童虐待・DV24 時間ホットライン ・ 緊急の通報等を受けた際に、必要に応じて夜間・休日問わず児童相談所職員や女性相談センターの職員への取次ぎを実施。DV の夜間・休日緊急の相談は月に数回程度ある。
都道府県 H (子ども家庭)	● 男性相談 ・ 電話で予約をしたうえで面接を実施。 ・ 現状では男性の DV 被害者及び加害者の両方から相談を受けている。 ・ 男性相談では男性の相談員が対応しているが、別途実施している総合相談においては女性の相談員も男性からの相談を受けている。 ・ 男性相談の相談内容の中には、自分は本当に加害者なのかと確認する相談があった。 ● DV 相談実施体制 ・ DV 加害者相談と DV 被害者相談を同じ施設で実施している。多くの方が利用される施設の為、相談者が名乗る必要がないようにするなどの配慮をしている。

(6) 周知・広報

いずれの地方公共団体でも公式 HP への情報掲載及び印刷物（パンフレット、リーフレット、チラシ）の配布による周知・広報を実施していた。

表 3-7 周知・広報の取組（地方公共団体）

地方公共団体	ヒアリング内容
都道府県 A (男女共同参画)	・DV加害者プログラムについて都道府県 A の公式 HP への情報掲載及びDV防止啓発チラシの作成を実施。チラシはDVネットワーク会議に参加している関係機関や企業、大学へ配布。 ・DV 関係の研究会やセミナーを実施した際、DV 加害者プログラムの紹介をする場合もある。
都道府県 B (男女共同参画、子ども家庭)	・DV 加害者更生相談窓口についての広報は都道府県 B の公式 HP にて実施。そのほかには受託者がリーフレットや相談カードを作成し、行政機関や関係機関に郵送。（男女共同参画） ・DV 被害者支援については、都道府県 B の公式 HP への掲載に加えて、リーフレットを作成し、女性相談支援センター、医療機関などの関係機関に設置。（子ども家庭）
都道府県 C (男女共同参画)	・DV相談窓口の周知を目的として、カードを作成し医療機関や地方公共団体窓口に配布・設置の依頼を実施。 ・LINE 相談についてもカードタイプの広報物を作成。LINE 相談の委託事業の中に、友だち登録を促す広告を LINE 上に流す業務を加えている。
都道府県 D (男女共同参画)	・DV 男性加害者の暴力抑止に関する相談窓口について、都道府県 D の公式 HP 上での情報周知に加え、実施機関の広報誌や県庁の広報誌、県内の DV 相談事業関連情報提供パンフレットにも情報を掲載。 ・同パンフレットはメンタルヘルス関連会議に参加している行政機関、医療機関、福祉の事業所、学校、警察に幅広く配布。
都道府県 E (男女共同参画)	・都道府県 E の公式 HP で男性DV相談窓口等を紹介しているほか、男女共同参画センターの事業案内が記載されている冊子を毎年作成し、県内の施設約 1,000 箇所に配布。冊子の追加を要望されることも多い。
都道府県 F (男女共同参画)	・女性相談センターや行政機関の窓口に置くリーフレットやカード、デート DV 防止のチラシの作成・配布を実施。デート DV 防止のチラシは、毎年中学 3 年生、高校生、大学生に一斉配布している。 ・男女共同参画室がデート DV に関する講師派遣の予算を持っているため、希望のあった学校に対して、県の負担でデート DV に関する講座を実施。
都道府県 G (子ども家庭)	・都道府県 G の公式 HP 上での相談窓口の周知に加えて、男女共同参画が女性に関する相談窓口の情報をまとめた冊子を作成。
都道府県 H (子ども家庭)	・配偶者暴力相談支援センターに関する情報をまとめたミニカードやチラシを作成し、施設や学校等への配架を実施している。 ・男性相談について、専用のチラシを作成し、都道府県 H の公式 HP 上で公開している。 ・DVについて、援助者向けのハンドブックを作成し、関係機関・団体の支援内容や相談機関一覧を掲載している。

(7) 人材育成

地方公共団体ではDV全体に関する研修等を行っているが、DV加害者や男性相談に特化した研修等は行われていなかった。

表 3-8 人材育成の取組（地方公共団体）

地方公共団体	ヒアリング内容
都道府県 A (男女共同参画)	・ DV 加害者対策に対応する職員としては、DV 被害者及び加害者の両方についての知識や状況を理解することが求められると考えている。 ・ 職員の DV 関係団体が実施するセミナーやシンポジウムへの参加により、知識・状況理解の強化を目指している。
都道府県 B (男女共同参画、子ども家庭)	—
都道府県 C (男女共同参画)	・ 都道府県 C の相談員のスキル向上のため、月 1 回外部専門家に依頼し、1 回 1 事例を提示するケースカンファレンスを実施。 ・ ほかに所内外の相談員向けの研修メニューがあり、男性相談や LINE 相談の相談員に対しても研修を案内している。
都道府県 D (男女共同参画)	・ 相談員に DV の知識が必要であるのは勿論だが、加害者相談については、加害者に寄り添いつつ加害を正すというバランス感覚が難しいと考えている。 ・ 今年度は多忙のため DV に関する研修などに参加できていないが、参加は必要だと考えている。
都道府県 E (男女共同参画)	男性 DV に限った研修は行っていないが、大学の有識者を講師として、Zoom によるオンライン講座を開いた実績あり。
都道府県 F (男女共同参画)	・ 男性の相談に特化した相談員研修は行っていない。女性相談については、女性相談支援センターにおいて、対応力の向上に関する研修や市町村の担当者を交えた事例の情報共有等を行っている。
都道府県 G (子ども家庭)	・ 都道府県 G の女性相談員は、女性相談センターが実施する年 3 回の研修会や、男女共同参画センターが実施する研修会に参加。 ・ 女性相談センターでは、事例を通じた対応や弁護士から保護命令、心理士からの講義を通じた心理面の理解などをテーマに、主として、具体的な実務のノウハウに関する研修を実施。
都道府県 H (子ども家庭)	・ 今年度から DV 等の相談員向けの研修を都道府県 H で企画・実施。依存症等の専門家、大学教員、警察等に外部講師を依頼。研修は、上半期は相談の受け方など初歩的な内容を座学ベースで実施し、下半期では現場で活躍している方の講話や関係機関との連携に係る一歩踏み込んだ、より実践的な内容で実施。

(8) 普及への課題

現状の課題としては、人員・予算の確保が困難という意見が複数挙がった。また今後の検討事項としては、人材育成に係る意見が最も多く挙がった。

表 3-9 普及への課題（地方公共団体）

地方公共団体	ヒアリング内容	
	現状の課題	今後の普及に向けた検討事項
都道府県 A (男女共同参画)	・ 事業に必要な予算の確保にあたり、被害者支援の一環として加害者対応に取り組む重要性について理解を得ることに苦労した。 ・ 事業の予算規模は年々縮小傾向にある。現状の予算でも実施できているのは、大学の研究の一環として実施いただいている面が大きく、今後は被害者相談も含めて見直しを考えている。	・ 女性の DV 被害相談を行っている配偶者暴力相談支援センターや児童相談所等との連携。
都道府県 B (男女共同参画、子ども家庭)	・ DV 加害者対応は実質、受託者の担当者だけで対応している状態であり、DV 加害者対応についての人材育成及び体制の拡充が難しい状況にある。	・ DV 加害者対応の人材育成について情報が不足しており、今後は各都道府県担当者との情報交換が重要になると考えられる。
都道府県 C (男女共同参画)	・ 加害者プログラムを運営できるファシリテーターが少なく、実施団体が限られている。	・ 他の地方公共団体と情報交換をする中でも「そもそも団体が無い」、「連携する団体を増やすことが課題と感じている」という意見が多く、加害者プログラムを実施する団体を増やす必要があり、そのためには人材育成が重要と考えている。
都道府県 D (男女共同参画)	・ 人員確保が困難なことから、現状ではプログラムをグループ形式で実施することができていない。 ・ DV 加害者対応職員の負担が大きい。加害者もまた何らかの被害者の側面があるのではないのかと思うと、どこまで寄り添えばいいのか等、バランスが悩ましい。	・ 人材育成の観点から、DV に関する研修などに参加は必要だと考えている。
都道府県 E (男女共同参画)	・ マンパワー不足で加害者対応は、現状では電話対応しかできていない。 ・ 男性 DV 相談について知見を持った職員が少ないことは認識している。 ・ DV 加害者プログラム参加が必ずしも DV をしなくなると保証するものではないことから、地方公共団体として導入に踏み出すのは難しい。	・ 男性 DV の研修があれば受講し、知見を広げたいという考えはある。しかし、予算の制約もあるので、全て受講する事は難しい。

地方公共団体	ヒアリング内容	
	現状の課題	今後の普及に向けた検討事項
都道府県 F (男女共同参画)	・ 人員と予算が不足しており、加害者対応まで手が回らない状態。 ・ 行政職員と DV 加害者との関わりが難しく、市町村でも対応に苦慮している。	・ 県内のプログラム実施団体を対象にした DV 加害者プログラムに関するリスクや効果の調査の検討を考えているが、今のところ予定はない。
都道府県 G (子ども家庭)	・ DV 加害者プログラムの実施に向けて検討していきたいと考えているが、県内でプログラムのニーズを把握できておらず、県としてどのように対応すべきか方針が定めにくい。	・ DV 加害者プログラムを実施するにあたっては、県内の実態把握や、関係機関との体制検討が必要。実際に都道府県 G として DV 加害者プログラムの予算を付けて実施するには、長期的な検討が求められると認識している。
都道府県 H (子ども家庭)	・ プログラム実施団体の情報を収集する必要がある。	・ DV 加害者プログラムの実施に係る具体的な検討はまだ進んでいないが、どのような DV 加害者プログラムを実施すべきか検討するために、他府県や他国の DV 加害者プログラム実施状況を研究することも一案だと考えている。

(9) 国への要望

国への要望として、国が主催する他都道府県との交流や研修の実施等の意見が挙げられた。

表 3-10 国への要望（地方公共団体）

地方公共団体	ヒアリング内容
都道府県 A (男女共同参画)	・ DV の男性相談に係る相談員の研修はなかなか理解してもらえない現状がある。研修の必要性を国として発信してほしい。
都道府県 B (男女共同参画、子ども家庭)	・ 全国的な連絡会議などで各都道府県担当者と意見交換ができればよい。 ・ 加害者にしないための教育等更生支援ができれば被害者を減らすことができるので、そのような視点で国でも考えていただきたい。
都道府県 C (男女共同参画)	・ 地方公共団体が実施する任意参加のプログラムとなれば参加する層も限定されてくる。加害者の参加についての刑事司法制度での位置付けなど、国による取組が不可欠であることから、必要な法制度の整備を含めた対策を検討してほしい。 ・ 人材育成は受け皿がないと地方公共団体が実施するのは困難であるため、国による実施をお願いしたい。まずは国がある程度基準を定めた上で、人材育成に取り組んでほしい。 ・ 加害者対応を適切かつ効果的に行う必要があるが、都道府県 C 内に配偶者暴力相談支援センターを設置する際、国からの財政援助がないため、機能強化のための援助をお願いしたい。
都道府県 D (男女共同参画)	・ 国からグループ形式のプログラムを行う上での参考事例が提示されるとプログラムの検討が進むと考えている。
都道府県 E (男女共同参画)	・ 国には研修の機会の増加や、人材育成のノウハウを広く提供してほしい。人員が足りず、電話がつながらないというクレームもある。国には人材養成を強く支援してほしい。 ・ 男性 DV 被害者支援・加害者対応に対する財政措置をしてほしい。 ・ 国が加害者プログラムの内容・実施方法・終了の見極め等の仕組みづくりを行い、人材育成をしてほしい。
都道府県 F (男女共同参画)	・ 国から DV 加害者対応の方向性がマニュアル等で具体的に示されていると、直接市民と関わる市町村担当者は参考になる。 ・ DV 加害者プログラムに関する人材育成等に関心はあるが、実施するには国からの補助金が必要と考える。
都道府県 G (子ども家庭)	・ DV 加害者プログラムの取組を始めるための情報などが無い。研修やプログラムの効果などの情報提供が充実したら、都道府県 G としても方針の検討が進み、事業化しやすくなる。さらなる充実を期待している。 ・ DV 加害者プログラムについてどういったプログラムであれば一定の質を担保できるのか、ある種お墨付きのプログラムの情報提供があれば安心して今後の検討が進められる。
都道府県 H (子ども家庭)	・ 加害者プログラムに関する研修の機会があれば相談員と一緒に受講できるのではないかと考えている。また、他都道府県との交流の機会があると、情報収集に役立つ。

3.2.2 プログラム実施団体ヒアリング

プログラム実施団体へのヒアリングを行った結果の概要は以下の表のとおりである。

(1) 背景・経緯

ヒアリングをした民間団体 A、B は元々 DV 被害者支援団体であり、被害者支援の取組を実施する中で、被害者支援の一環である DV 加害者プログラムを実施するに至った。

表 3-11 DV 加害者プログラム実施の背景・経緯

団体	ヒアリング内容
民間団体 A	・ 代表者自身に DV 被害の経験があり、自身の経験からほかの DV 被害者支援に取り組むようになった。 ・ 他加害者更生プログラム実施団体のスタッフとして DV 被害者支援、DV 加害者更生プログラムの実施に携わり、その後、民間団体 A として独立。 ・ 民間団体 A では 2006 年から被害者支援、2014 年から DV 加害者更生プログラムを開始。
民間団体 B	・ 民間団体 B は DV 被害者支援を目的に設立した団体である。2007 年にシェルターを開設して被害者のメンタルケアなどの活動を、DV 加害者プログラム開始以前から実施。 ・ DV 加害者の心のケアなど、加害者に対して何らかのアプローチをしないと DV の根絶には至らないと考えたことをきっかけに 2014 年から DV 加害者プログラムを開始。

(2) 実施体制（内部体制、外部団体等との連携）

いずれの団体も男性ファシリテーターを有していた。また、外部との連携においてはほかのプログラム実施団体や被害者支援団体などの民間団体との連携があった。

表 3-12 実施体制（内部体制、外部団体等との連携）（プログラム実施団体）

団体	ヒアリング内容	
	内部体制	外部団体等との連携状況
民間団体 A	・ DV 加害者更生プログラム実施については、ファシリテーターは男女各 1 名の合計 2 名が対応。 ・ 男性ファシリテーターは DV 被害者の被害回復プログラムには関与していないが、代表がいずれのプログラムにも主体的に関わっているため、両プログラムの状況把握や必要に応じた情報共有は滞りなく実施できている。	・ プログラム参加者の同居者から相当な身体的な暴力の相談があった場合、警察に連絡する。その際に事情聴取要請があったら積極的に協力している。 ・ 地方公共団体の DV 担当課と協力・連携等を実施した実績はない。担当課側に活動内容の周知活動を実施したことはあるが、その後、協力・連携関係には発展しなかった。ほかの DV 加害者プログラム実施団体も同様の経験をしており、行政側は連携を望んでいないような印象を受ける。
民間団体 B	・ 男性 1 名、女性 2 名（うち 1 名は団体代表）の計 3 名がファシリテーターとして対応。	・ 他のプログラム実施団体とは、PREP-Japan²と会合等で面識あり。 ・ 当団体所在地以外の市町村の被害者支援団体と相談者の受け入れ相談など協力することはある。 ・ 児童相談所からは、子どもへの暴力が判明した父親の対応を相談されたことはある。 ・ DV 被害者の女性が警察に相談した場合、警察から民間団体 B のシェルターへの受け入れ依頼等を受けることがある。

² DV 加害者プログラム実施団体である一般社団法人アウェアが主催する、DV 加害プログラムの全国ネットワーク。参考：（<https://prepjapan.wordpress.com/>最終閲覧日：令和 6 年 3 月 15 日）

(3) プログラムを受講するまでのプロセス等

一方の団体はすべてオンライン形式で全国から参加者を受け付けているが、もう一方は対面形式で、団体の所在する都道府県内から主に参加者を受け付けており、対照的な内容であった。

表 3-13 プログラムを受講するまでのプロセス等

団体	ヒアリング内容
民間団体 A	● DV 加害更生プログラム ・ 説明会⇒事前相談（個人）⇒基礎講座（個人）⇒プログラムの4段階で実施。全てオンラインで海外からの受講者もいる。 ・ 説明会ではプログラム参加者である加害者自身が経験を話す。また説明会には加害者本人だけでなく、パートナーやほかの家族なども参加可能。 ・ 事前相談では居住地や仕事内容、休日の状況、交際歴、婚姻歴、子どものころからの自己評価などを聞き取る。後半でプログラム概要を説明し、参加したいかどうかの判断は本人に委ねる。 ・ 基礎講座は、計3回で、生い立ち等のインタビューやアンガーマネジメントについての講座を実施。 ・ プログラムは、グループで一つのテーマを1～2か月かけて実施。毎回グループディスカッションあり。
民間団体 B	● DV 加害者プログラム ・ 事前面談とグループワークを実施。いずれも有料で事前面談は1回5,000円、グループワークは1回3,000円に設定。 ・ 事前面談を計4回（男性（加害者）3回、女性（被害者）1回）実施。面談の中で参加の意思を確認できた者のみグループワークへ進む。初回は加害者本人からこれまでの話をしてもらい、最後の4回目でパートナー間の感覚のずれや、男性自身が持つ感覚がDVにつながりかねないものであることをファシリテーターの解説を通して確認させている。 ・ グループワークは毎月第2週、第4週の土曜日15時～17時に実施。全52回で各回にテーマを設けており、どの回から参加しても差し支えないような構成にしており、各回の中で自身の加害行動に気づくような話し合いやプリントを使った振り返りを行う。 ・ 1グループあたり5～6名の参加者を想定。現在の参加者は3名だがうち1名が休んでいるため、実質2名で実施している。

(4) 周知・広報

いずれの団体も団体の HP やパンフレットの配布による周知・広報を実施していた。

表 3-14 周知・広報の取組

団体	ヒアリング内容
民間団体 A	・ 団体 HP での周知以外では、男女共同参画センターにパンフレットを置かせてもらえるところもある。コロナ禍以降はリーフレット設置の依頼は積極的に行っておらず、行政側からリーフレットの設置の要望をもらったことはない。被害者支援団体にリーフレットを置いてもらうことはしていない。 ・ 行政等の相談員が個人的に情報をキャッチし、相談者に DV 加害者更生プログラムの情報提供をする方もいるらしいが、相談員個別の対応になっているように聞いている。
民間団体 B	・ 広報は主に団体の HP やパンフレットを通じて実施。チラシを 200～300 枚程度作成し、公民館の受付や市町村役場、配偶者暴力相談支援センターに設置しているが、それをきっかけに民間団体 B にアクセスしてきた人はいない。以前、チラシを関係各所に発送していた時期もあり、そのころはもっと多い部数を印刷していた。 ・ パンフレットは民間団体 B がセミナーを実施した際に配布。

(5) 人材育成

ファシリテーターには DV 加害・被害についての多面的な知見や偏りのないジェンダー観などが必要という意見が挙がった。

表 3-15 人材育成に対する考え方

団体	ヒアリング内容
民間団体 A	・ ファシリテーターに必要な知識として、加害・被害のいずれの知識も同じくらい重要かつ必要だと思っている。児童虐待についても知っていくことも当然、その上で加害についても知ってほしい。被害、加害、面会交流を実施しているのは恐らく日本では当団体だけだが、多面的に知識を得ることは大事である。 ・ DV 加害者プログラムを実施する団体の絶対数が少ないことから、プログラムに興味を持ち、実施したいので内容を教えてほしいと問い合わせを受けたことが一度あった。興味を持たれることに嬉しさを感じる一方で、必要な知識に加え実践経験が一定期間無いと難しいと感じる。
民間団体 B	・ ファシリテーションは本人の人格を否定することなく、自身の加害行動を理解してもらう作業だが、罪を責めるような感じにはなってはいけない。根気が必要である。ファシリテーター自身が偏ったジェンダー観を持っていると、加害者に対して悪い方向に作用するため、ファシリテーター自身も十分に研鑽を積みなければならない。 ・ DV 加害者への取組を広げるために、民間団体 B としてもファシリテーターの養成講座を作らなければならないと考えている。

(6) 普及への課題

いずれの団体からも、地方公共団体は DV 加害者対応に対する関心が低いという課題が挙げられた。

表 3-16 普及への課題（プログラム実施団体）

団体	ヒアリング内容	
	現状の課題	今後の普及に向けた検討事項
民間団体 A	・ DV 加害者対応について、民間団体からの働きかけを行政が好んでおらず、地方公共団体は国の動向を様子見しているように感じた。 ・ 担当者の異動により、地方公共団体によるファシリテーターの育成は難しい。また、担当者の異動は被害女性から見て不安要素になりうる。	・ 地方公共団体に DV 加害者プログラムの取組を広げたいなら、実施団体へ委託する方法がよい。
民間団体 B	・ DV 加害者プログラムに関する地方公共団体の関心は薄い。	・ 地方公共団体には予算確保のほか、周知にも協力してもらいたい。

(7) 国への要望

国への要望としては、連携の方法に係る情報提供や DV 加害者プログラムについての法整備などが挙げられた。

表 3-17 国への要望（プログラム実施団体）

団体	ヒアリング内容
民間団体 A	・ どのようにしたら関係機関が連携できるのか、内閣府など行政から連携の方法を教えてもらいたい。
民間団体 B	・ 複数の DV 加害者プログラム実施団体と地方公共団体職員が集まって話し合い、お互いを知る場を作る必要があるが、こうした取組を国に主導してもらいたい。 ・ DV 加害者プログラムの実施を促すような法整備が実施されたらよい。DV 加害で訴えられた人はその後離婚調停に持ち込まれるケースも多々あるが、そのような際に調停委員や裁判官、あるいは加害者、被害者問わず相談を受けた職務関係者が、加害者に対して DV 加害者プログラムへの参加を勧めることが重要だと考えている。

4. DV 加害者プログラムの普及に係る課題とまとめ

本調査研究事業における委員会では、地方公共団体（都道府県、政令指定都市）への調査票調査並びに地方公共団体及び DV 加害者プログラム実施団体へのヒアリング調査の結果に基づき、DV 加害者プログラムの普及に係る課題の検討を行った。以下、委員による主な所見を示す。

4.1 DV 加害者に関する計画と現状について

調査票調査の結果、地方公共団体のうち、男女共同参画行動計画や配偶者等暴力（DV）対策基本計画等の DV 関連の各種計画に DV 加害者に関する記述があるのは約 91%で、9 割以上の地方公共団体において計画に DV 加害者に関する事業・取組等に関する記述があることが分かった。また、約 66%の地方公共団体が、実際に DV 加害者に関する事業・取組等を行っている（行っていた）ことが分かった。DV 加害者に関する記述の様相や事業・取組の実施状況は地方公共団体によって様々ではあるが、計画上で DV 加害者について取り上げることは DV 被害者支援の一環としての加害者対策の普及と推進を図る上では重要な第一歩であり、それが 9 割以上の地方公共団体で確認されたことは評価に値する。加えて、自由記述結果より、DV 加害者に関する事業・取組として多くの地方公共団体が「プログラム実施団体との協力・連携」や「DV 加害者の事業に対する予算の確保」など DV 加害者プログラムの実施に向けた対応を検討中であり、DV 加害者プログラムの普及に対し、それぞれ前進していることが示唆された。

加えて、事業種別の実施状況の調査結果は、相談事業を実施している地方公共団体は約 6 割だが、DV 加害者プログラムを行っている（行っていた）地方公共団体は約 9 %、そのほかの事業・取組等を行っている（行っていた）地方公共団体は約 20%であった。比較には留意が必要だが、前回調査では DV 加害者プログラムを行っている（行っていた）地方公共団体が約 2 %だったことから、DV 加害者プログラムは普及し始めていると言える。

上記の状況より、今後、DV 加害者プログラムを普及していくには、まず、計画上で DV 加害者について記述しているものの、事業・取組等の実施に至っていない地方公共団体をどのようにして事業・取組等につなげていくかが課題となる。そのためには、事業・取組等の実施に至らない要因を検討する必要があるが、調査票調査、ヒアリング調査の結果から要因として考えられる具体の事項について、次項以降に記載する。

4.2 体制について

4.2.1 DV 加害者対応に係る職員の不足

調査票調査の結果から、DV 加害者に関する事業・取組等を実施しない理由として「庁内において DV 加害者関連事業に係る人員や財源を確保することが困難なため（12 件）」といった回答が挙げられた。また、ヒアリング調査においても、対応する職員の不足により DV 加害者対応に必要な体制が取れないという意見が地方公共団体から挙げられた。このため、体制における課題としては、DV 加害者対応に係る職員の確保がまず考えられる。

4.2.2 DV 加害者対策と DV 被害者支援の分担

DV 加害者対策と DV 被害者支援の現場担当者は分ける方が望ましいとの意見がヒアリング調査から挙げられている。これは、同じ職員が DV 加害者と DV 被害者の両方を担当すると、DV 被害者の情報が担当者を通して DV 加害者に漏洩する、同じ施設内で DV 被害者と

DV 加害者が接触するなど DV 被害者の安全が確保できない可能性があるからである。担当者の安全確保の観点からも留意すべきである。主管課は組織として DV 加害者対策と DV 被害者支援を兼ねることも考えられるが、現場（施設及び担当者等）を分けるためにも十分な人員を確保する必要がある。

4.2.3 プログラム実施団体の不足

調査票調査では、今後、DV 加害者に関する事業・取組等を進めるために必要な取組として、「DV 加害者プログラム実施団体との協力・連携（40 件）」を挙げる地方公共団体が最も多かった。また、プログラム実施団体の不足も課題として挙げられている。しかし、ヒアリング調査より、地方公共団体としては「管内にプログラム実施団体がない」、「プログラムを委託できる団体を見つけるのは難しい」状況にあり、プログラム実施団体からも隣の都道府県には DV 加害者対応を行う団体がないという意見もあったことから、地方公共団体に対してプログラム実施団体の数が少なく、あっても把握が難しいと認識されている状況であることが分かった。プログラム実施団体の意見でも挙がっていたが、人事異動に起因する専門的知見を持った人材育成及び定着の難しさ、それに伴う予期せぬ被害者の個人情報漏洩のリスク、現場担当者が頻繁に交代しかねないことに対する被害者の心理的負担など、地方公共団体自らによるプログラム運営は地方公共団体にとっても被害者にとっても負担が大きい。以上の状況を踏まえて、ヒアリング調査では、プログラム実施団体より、地方公共団体が DV 加害者プログラムを実施する上では、プログラム実施団体への委託が比較的实施しやすい方法であることが示唆された。以上を踏まえると、プログラムの普及にはまず委託先となるべきプログラム実施団体が必要だが、現状としては数がないうえ、地方公共団体がプログラム実施団体について把握できていないことが課題であり、今後は委託先となる団体との連携体制の構築が重要となる。

そのほか、プログラム実施団体からは、「プログラムに関心があっても必要な知識と経験が一定期間無いと難しい」、「ファシリテーター自身も十分に研鑽を積まなければならない」など、プログラムを実施する人材についても意見が挙がった。これらの意見からは人材の育成が難しいことが伺え、プログラム実施団体内での人材の育成と確保も今後の課題と考えられる。

4.3 DV 加害者プログラムの内容・効果等に関する知見の不足

DV 加害者プログラムを実施していない理由として「管内に DV 加害者に関する専門家・民間団体等がないため（15 件）」、「DV 加害者の取組に関する情報が少なく、どのような取組を行ってよいか不明なため（12 件）」という意見が挙がった。ヒアリング調査でも、地方公共団体からは DV 加害者対応について十分な知見・スキルを持った職員が不足していることが分かった。以上を踏まえると、地方公共団体の職員に知見がない、または知見を持つ専門家等の協力者がおらず、DV 加害者プログラムの取組として何をすればよいか分からないことがプログラムの普及が進まない理由の一つと考えられる。

また、調査票調査では、地方公共団体から「DV 加害者プログラムの効果が不明確」という意見も挙がった。これは DV 加害者への対応として DV 加害者プログラムが有効であることの説明が十分にできていないことや、管内に DV 加害者に関する専門家・民間団体等がなく情報が少ないからである。また、「民間団体の活用への不安」という意見も挙が

っているが、これも情報の不足により、委託等を行うのに適切な団体なのか判断がつかないためと思われる。

これらの調査結果を踏まえると、プログラムの内容・効果等について理解が十分ではない職員が多いことも普及が進まない理由の一つであり、今後はいかにして職員に DV 加害者プログラムを理解してもらうかが課題となる。

4.4 DV 加害者対応に係る財源の不足

調査票調査では、DV 加害者に関する事業・取組等を行っている地方公共団体 47 件のうち、32 件から今後の事業・取組等の促進に必要な対応として「DV 加害者の事業に対する予算の確保」が挙げられた。ヒアリング調査でも、地方公共団体では DV 加害者に関する事業単独で予算を確保できている事例は少なく、予算規模もあまり大きくはない状況にあることが分かった。また、DV 被害者支援の一環として加害者対応に取り組む重要性について理解を得ることに苦労した、という事例もあった。地方公共団体から国への要望でも補助金の要望や、男性 DV 相談（被害相談、加害相談）に関する予算確保などが挙げられており、以上の点を踏まえると、DV 加害者対応に係る予算の確保は、DV 加害者プログラムの普及を進める上で取り組むべき課題と考えられる。

4.5 相談事業から把握されるニーズへの対応について

調査票調査における相談事業は、前回調査と異なり DV 加害者に特化した相談だけでなく、DV 加害者による相談もありうる男性相談や DV 総合相談なども対象としている。そのため、主な相談対象の調査結果は、「男性全般（15 件）」及び「DV 被害者（10 件）」が「DV 加害者（4 件）」よりも多い結果となった。しかし、相談内容の調査結果では、DV 加害に関する相談である「DV をやめる方法（21 件）」（複数回答設問）が回答全体（65 件）のうち約 32%にあたり、前回調査の「加害者更生に関する相談・研修等」の実施割合である約 10%を上回ったことから、DV 加害に関する相談対応が増加していることが伺える。増加の理由としては、相談対象の範囲を広げたことで男性相談や DV 被害相談の中にある DV 加害に関する相談ニーズを把握できたことが考えられる。自由記述回答にも挙がっていたように男性全般を対象とした相談では DV の被害・加害の両方の相談がありうることで、性別を問わない DV 被害者を対象とした相談でもパートナーである DV 加害者について相談される可能性があることを踏まえると、男性相談及び一般の DV 相談の中に加害者対応へのニーズが潜んでいる可能性がある。一方で、相談後の対応については全ての相談事業で実施できているわけではなく、相談のみで終わる場合もある。相談事業を相談のみで終わらせず、DV 加害者プログラム等の取組につなげていくことが、今後のプログラム普及に向けた課題となる。

なお、本年度の調査で回答された相談事業はいずれも現在実施中であり、中止した地方公共団体がない点は調査研究や DV 加害者プログラムとは異なる。このことから、必ずしも加害者対応のみではないものの、DV に関連した相談事業のニーズは高いものと考えられる。

4.6 まとめ

4.6.1 調査票調査

調査票調査では、47 都道府県、20 政令指定都市件に対し、調査を実施した。計 65 件（回収率約 97%）から回答を得ることができた。調査票調査から得られた結果としては、前回調査と比較すると、DV 加害者対策は着実に推進されているといえる。ただし、9 割の地方公共団体が計画に DV 加害者対策について織り込まれているが、具体的な取組としては、相談事業までに留まっており、DV 加害者プログラムを事業として行う地方公共団体はまだ少ない。DV 加害者プログラムを行う地方公共団体が少ない要因としては、関係部署や団体との連携不足、人材の不足、知見の不足やプログラムの効果についての説明が困難な点等が考えられる。また、そのほかの意見として、DV 加害者プログラムを実施する上で現在は任意の加害者しか参加していないことから、DV 加害者プログラムの受講の制度化等を要望する意見も見られたが、受講の意思や意欲のない加害者に受講させるとした場合のプログラムやその実施主体等のあり方等には課題が多く、継続して議論されることが望ましい。

4.6.2 ヒアリング調査

地方公共団体 8 件、プログラム実施団体 2 件の計 10 件に対し、ヒアリング調査を実施した。ヒアリング調査から得られた結果としては、地方公共団体で DV 加害者対応を普及していくには、いまだ人材と予算の不足及び体制の整備を課題として挙げる地方公共団体が多く、現状では地方公共団体において DV 加害者プログラムの取組を普及するには様々な課題があると考えられる。また、プログラム実施団体からは地方公共団体と連携しようとしても地方公共団体側が DV 加害者プログラムに対する関心が薄いという意見があり、今後は地方公共団体が DV 加害者プログラムやプログラム実施団体への関心を高めることも重要になる。

また、DV 加害者対応については、DV 被害者支援と比べて、関係機関との情報交換の場が少ないという意見も多く挙げられており、地方公共団体の知見向上も見据えて、連携の場が今後は必要と考えられる。

5. 本年度事業等を踏まえた今後の検討事項

本章では、前章までで得られた「令和5年度配偶者暴力加害者プログラムに係る調査研究事業」による結果に加え、並行的に実施していた「令和5年度配偶者暴力加害者プログラムに係る研修等事業」での結果等も踏まえて、委員会にて今後の検討事項を議論した。以下、委員による主な所見である。

5.1 被害者支援の一環としてのDV加害者プログラムの実施意義の周知

調査結果から、地方公共団体の約3割はこれまでDV加害者に関する事業・取組等を実施したことがなく、今後実施する予定もないと回答している。これらの地方公共団体にDV加害者プログラムを含むDV加害者に関する事業・取組等を普及していくためには、まず、DV加害者プログラムの実施意義について周知する機会を作り、実施意義について認識をしてもらうことが必要である。

例えば、国による説明会や研修等による「被害者支援の一環としてのDV加害者プログラム」の意義、内容・効果等についての説明や、先行して事業等を進める都道府県等の取組事例紹介などを令和6年度にも引き続き実施することが考えられる。

5.2 体制に関する支援

5.2.1 職員の理解促進（人材育成）への支援

地方公共団体の職員の中でDV加害者プログラムの内容・効果等への理解が十分ではないことが、普及が進まない理由の一つであり、今後は職員に対し、どのようにプログラムに関する必要な情報を提供し、また、どのようにしてプログラムへの理解を促すかを検討する必要がある。具体的には、調査の中で、国への要望として、人材育成支援が複数の地方公共団体から挙げられていることも踏まえて、DV加害者プログラムに関する職員向け研修の実施やプログラム事例紹介、都道府県のDV対策担当者間での情報交換の機会を提供することなどについて検討の必要がある。また、DV加害者プログラムへの理解を深める取組として、プログラム実施団体と連携したDV加害者プログラムの現場見学を行うことも考えられる。なお、現場見学を行う際には、事前にプログラム参加者（受講者）の理解を得ることに留意されたい。

5.2.2 体制整備への支援

(1) 地方公共団体の体制について

職員数の不足は体制の課題であり、人件費を含む事業費の補助による十分な職員数の確保等も検討の必要がある。国としてはプログラムを実施する外部団体への委託などへの支援も含めて、今後、体制の確保に関してどのような支援ができるか、財政的な面からも検討の必要がある。さらに現場の実施体制においては、DV加害者対策とDV被害者支援の担当者を分ける方が望ましいため、その点も踏まえて、十分な人数が確保できるよう支援を検討する必要がある。DV加害者対策の主管課については、DV被害者支援の主管課であることの多い男女共同参画主管課と子ども家庭主管課等が考えられるが、地方公共団体には各々の状況を踏まえて主管課等を明確にし、体制を整備していく必要がある。

(2) プログラム実施団体について

全国で DV 加害者プログラムを普及していくためには、地方公共団体がプログラム実施団体を把握し、連携体制を構築していくことが今後の課題となる。これらの課題解決のためには、地方公共団体とプログラム実施団体のつながりを作る取組（意見交換の場の設定、フォーラム等の開催など）について検討の必要がある。また、地域内にプログラム実施団体がなく、プログラム実施事例が少ない小規模自治体に配慮した取組として、プログラム実施団体との広域的な連携についても検討の必要がある。具体的には、ある自治体が隣接している自治体の委託先であるプログラム実施団体をスポット的に利用するなど取組が考えられる。広域的な連携に資する有用な取組として、官民合同のブロック別講習会が考えられる。同地域ブロック内での担当者の交流が生まれ、プログラム実施団体についての情報交換ができる。DV についての知見も向上するため、人材育成の面でも有効である。

また、プログラム実施団体の不足を改善するための取組として、連携体制構築の支援とは別にプログラム実施団体への人材育成支援も考えられる。ファシリテーターの数は少なく、民間でファシリテーターの育成研修等は行われているがまだ十分ではないため、プログラム実施団体による研修等への財政支援などを検討する必要がある。

5.3 財政的な支援

調査結果からは、地方公共団体が今後 DV 加害者向けの事業・取組等を進めるために必要な取組について、「DV 加害者の事業に対する予算の確保」を挙げており、財源の不足が課題であることが分かった。昨年度までに得られた地方公共団体からの意見等からも、同様の要望があることを把握している。

内閣府は令和 6 年度予算において、性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金（配偶者暴力被害者等支援調査研究事業）の対象事業に加害者プログラム事業を加えており、地方公共団体において民間団体と連携した活用が進むことが期待される。また、この交付金の活用状況を把握していく必要がある。なお、地方公共団体では、地方公共団体とプログラム実施団体が連携したプログラムの実施やファシリテーター等の養成に要する費用を対象経費として補助している事例がある。

5.4 加害者プログラムにつながる相談窓口の開設及び運営支援

調査結果から、DV 加害者からの相談対応のみに留まっている相談事業が多いことが明らかになった。相談内容や相談者の状況等に応じて、専門家や DV 加害者プログラム実施団体につなげていくためには、相談事業を行っている地方公共団体等が相談内容や相談者の状況等を的確に把握し適切に対応できる体制を構築することが求められる。その中で、加害者プログラムにつなげることが必要と考えられる相談者（DV 加害者）がいた場合には、プログラム実施団体につなげることが必要である。また、相談の中にある DV 加害者対応へのニーズ把握も必要であり、さらに、相談事業を継続することで対応を迫られる課題への対応体制が必要になる。相談の質の維持・向上のためには、相談員人材の確保も含めた相談体制の整備とともに、相談後の対応（つなぎ先の検討・連携体制の構築等）についても検討が必要となる。

令和５年度配偶者暴力加害者プログラムの普及に係る調査研究事業 DV加害者に関する事業・取組等に係る調査

本アンケート調査は、内閣府の委託事業「令和５年度配偶者暴力加害者プログラムの普及に係る調査研究事業」の一環として、受託事業者であるエム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社が実施するものです。同事業は被害者支援の一環としてのDV加害者に関する事業・取組等の実施状況及び認識等について、地方公共団体等のDV被害者支援に従事する職務関係者等を対象とした調査を行い、現状を踏まえた上で地域社会内での安全な暮らしの実現について、より深い理解を広げていくことを目的としています。

今回の調査は、都道府県と政令市を対象としており、各地方公共団体におけるDV加害者に関する事業・取組等の実施状況やその内容、課題等について尋ねる内容となっております。

ご回答いただいたアンケート結果につきましては、具体的な地方公共団体や個人が特定されることのないよう配慮して情報処理させていただきますので、できるだけ、具体的に回答いただけますよう、よろしくお願いいたします。

ご多忙のほど大変恐縮ですが、ご協力いただけますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

- ※ 本調査研究では、地方公共団体におけるDV加害者に関する事業・取組等の普及促進に資するよう、全国の実施状況や課題を報告書にとりまとめ、内閣府に提出することとしています。内閣府では、報告書又はその概要をHPへの掲載等により公表することが想定されています。調査結果をどのような形で記載するかについては、内閣府 男女共同参画局 男女間暴力対策課の指導の下、精査してまいります。特定の自治体が明らかになるような形で調査結果の公開は予定しておりません。

■ 回答締め切り日

2024年1月9日（火）

■ 調査票の記入方法

- ・ **黄色** の回答欄は必ず選択もしくはご記入ください。
- ・ **灰色** の回答欄は、**ご回答不要**です。
- ・ 「0.選択して下さい」と記載された回答欄は、当該セルをクリックすると右下にプルダウンのマークが出ますので、マークを選択して、該当するものを選んで下さい。

0.選択して下さい

当該セルをクリック→

0.選択して下さい



クリックすると選択肢が出るので、
該当するものを選択する。
- ・ 文字での回答欄は、セルに収まらなくても結構ですので、ご自由に記載して下さい。
- ・ 黄色ハッチの回答欄がなくなるまで、ご回答ください。
- ・ 実施期間の質問については、「年」は西暦でご回答下さい。
- ・ 調査票に行列の追加・削除、セルの結合・結合解除等の編集を行いますと正しく集計されなくなる恐れがございますので、**調査票の体裁の編集は行わないようお願いします。**

■ 調査票の送付方法

ご記入いただいた調査票（本ファイル）は、以下メールアドレス宛にご提出をお願いいたします。

エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社
「DV加害者に関する事業・取組等に係る調査」担当

E-mail : [REDACTED]

■ 本調査に関するお問い合わせ先

エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社

「DV加害者に関する事業・取組等に係る調査」担当 [REDACTED]

E-mail : [REDACTED]

TEL : [REDACTED]

※電話受付時間 10-17時

アンケート調査票

<すべての方>

◆ 貴自治体の情報をご記入下さい。

※ ご連絡先については、ご回答内容に関するお問い合わせの際のみ使用させていただきます。

貴自治体名	
回答部署	
回答者役職	
回答者氏名	
メールアドレス	
電話番号	

以下の問 1 ～問 4 についてお答えください。

問 1 貴自治体の計画へのDV加害者に関する記述について

<すべての方>

問1-1 貴自治体の男女共同参画行動計画や配偶者等暴力（DV）対策基本計画等の計画には、DV加害者に関する記述はありますか。いずれかを選択して下さい。また、計画に記載されている場合は計画名を、記載されていない場合は、その理由をお答えください。

☐ 計画に記載されている →どの計画に記載されているかお答えください。

☐ 計画に記載されていない

→計画に記載されていない理由をお答えください。

☐ わからない

問2 貴自治体のDV加害者に関する事業・取組等について

<すべての方>

問2-1 貴自治体ではDV加害者に関する事業・取組等を現在実施している、あるいは以前実施していましたか。①～⑥のうち、①～④の事業・取組等を実施したことがある場合は該当する番号の□にチェックを入れてください。実施経験がない場合は、⑤か⑥のいずれかあてはまるものにチェックして下さい。

なお、①から④を選んだ場合は、「現在行っている」もしくは「行っていたが、現在は行っていない」のいずれか選択し、「行っていたが、現在は行っていない」を選択した場合は、事業をやめた理由もご記入ください。

- ☐ ① DV加害者に関する調査研究
- 1.現在行っている
- 2.行っていたが現在は行っていない
- 事業を取りやめた理由→
- ※①調査研究を実施していないのに（☑をしていないのに）、誤って1または2を選択してしまった場合はこちらをチェックしてください。1または2のチェックがリセットされます。
- ☐ ② DV加害者プログラム（グループ形式にて実施）
- 1.現在行っている
- 2.行っていたが現在は行っていない
- 事業を取りやめた理由→
- ※②DV加害者プログラムを実施していないのに（☑をしていないのに）、誤って1または2を選択してしまった場合はこちらをチェックしてください。1または2のチェックがリセットされます。
- ☐ ③ DV加害者にも対応する相談事業※
- ※相談事業としては一般の男性相談やDV相談（被害者中心だが、加害者相談もありうる）など、DV加害者が対象と明示していないが、加害者による相談が来ることもありうる事業も含む。
- 1.現在行っている
- 2.行っていたが現在は行っていない
- 事業を取りやめた理由→
- ※③DV加害者にも対応する相談事業を実施していないのに（☑をしていないのに）、誤って1または2を選択してしまった場合はこちらをチェックしてください。1または2のチェックがリセットされます。
- ☐ ④ DV加害者に関する①②③以外の事業・取組等（DV加害者プログラムについての講座や講演会、職員向け研修等）
- 1.現在行っている
- 2.行っていたが現在は行っていない
- 事業を取りやめた理由→
- ※④DV加害者に関する①②③以外の事業を実施していないのに（☑をしていないのに）誤って1または2を選択してしまった場合はこちらをチェックしてください。1または2のチェックがリセットされます。
- ☐ ⑤ 現在は実施していないが、実施の予定がある。
- ☐ ⑥ 実施していない（実施する予定もない）

<問2-1で①を選択された方>

問2-2-1 調査研究の内容について具体的にお答えください。

a.本事業の担当課を選択して下さい。「その他」を選んだ場合は右の欄に所属部署をご記入ください。

0.選択して下さい

b.本事業の実施期間につき、ご記入して下さい。現在実施中のものは終了予定時期をご記入ください。

年 月 ~ 年 月

c.調査研究協力者・団体等の有無を選択して下さい。

「有」の場合は、右の欄に協力者・団体等のお名前をご記入ください。

0.選択して下さい

d.調査研究におけるテーマについてあてはまるものすべてをチェックして下さい。

「その他」の場合は、右の欄にどのようなテーマかご記入ください。

- ☐ 1.国の推進状況
- ☐ 2.他自治体の動向
- ☐ 3.民間団体等の実施状況
- ☐ 4.加害者プログラムの在り方
- ☐ 5.その他

問2-2-2 調査研究をさらに進めるにあたって、どのような取組が必要だと思いますか、あてはまるものすべてをチェックして下さい。「その他」を選んだ方は右の欄に内容をご記入ください

- ☐ 1. 調査研究に関する既存情報等の把握
- ☐ 2. 調査研究を行う自治体人員の確保
- ☐ 3. 自治体と関係機関との連携促進
- ☐ 4. その他

<問2-1で②を選択された方>

問2-3 実施しているプログラムの内容についてお答えください。

- a. 本事業の担当課を選択して下さい。「その他」を選んだ場合は右の欄に所属部署をご記入ください。

0. 選択して下さい

- b. 本事業の実施期間につき、ご記入して下さい。現在実施中のものは終了予定時期をご記入下さい。

年 月 ~ 年 月

- c. 本事業の実施形式を選択して下さい。「その他」を選んだ場合は、右の欄にその形式をご記入ください。

0. 選択して下さい

c. で「1. 民間団体等に委託」又は「2. 民間団体等に補助金を交付」を選んだ方にお伺いします。

- ・民間団体等の名称を右欄にご記入ください。

- ・民間団体等の選定において、どのような点に留意して選定していますか。あてはまるものすべてをチェックして下さい。「その他」を選んだ場合は、右の欄に内容をご記入下さい。

- ☐ 1. 被害者支援の一環として行っていること
☐ 2. プログラムの実施実績があること
☐ 3. プログラム実施に必要な体制をとれていること
☐ 4. 外部機関と連携できていること
☐ 5. 適切な受講料を設定していること
☐ 6. 被害者（受講者のパートナー）の安全確保の対策をとっていること
☐ 7. 受講後の効果測定・フォロー対応を実施していること
☐ 8. プログラム実施者が専門性を有していること
☐ 9. その他

c. で「3. 自治体自らによる実施」を選んだ方にお伺いします。

- ・プログラムの募集方法について、あてはまるものすべてをチェックして下さい。「その他」を選んだ場合は右の欄に内容をご記入ください

- ☐ 1. インターネット
☐ 2. 警察等からの紹介
☐ 3. 自治体広報誌
☐ 4. 新聞
☐ 5. その他

- ・プログラムの実施方法を選択して下さい。

0. 選択して下さい

- ・プログラム実施側の人数を選択して下さい。

0. 選択して下さい 名

- ・1回当たりの平均参加人数を選択して下さい。

0. 選択して下さい 名

- ・プログラム1回当たりの時間を選択して下さい。

0. 選択して下さい 分

<問2-1で③を選択された方>

問2-4 DV加害者向けの相談事業の内容についてお答えください。

a. 本事業の担当課を選択して下さい。「その他」を選んだ場合は右の欄に所属部署をご記入ください。

0. 選択して下さい

b. 本事業の実施期間につき、ご記入して下さい。現在実施中のものは、終了予定時期をご記入下さい。

年 月 ~ 年 月

c. 本事業の実施形式を選択して下さい。「その他」を選んだ場合は、右の欄にその形式をご記入ください。

0. 選択して下さい

c. で「1. 民間団体等に委託」又は「2. 民間団体等に補助金を交付」を選んだ方にお伺いします。

・民間団体等の名称を右欄にご記入ください。

d. 本事業の主な相談対象を選択して下さい。「その他」を選んだ場合は、右の欄にその内容をご記入ください。

0. 選択して下さい

e. 本事業での相談方法についてあてはまるものすべてをチェックして下さい。「その他」を選んだ場合は、右の欄にその内容をご記入ください。

- ☐ 1. 電話
☐ 2. メール
☐ 3. SNS
☐ 4. その他

f. 具体的な相談内容について当てはまるものすべてを選んで下さい。「その他」を選んだ場合は、右の欄にその内容をご記入ください。

- ☐ 1. DVをやめる方法
☐ 2. 被害者関係
☐ 3. DV加害者プログラム関係
☐ 4. 医療機関の紹介
☐ 5. その他

<問2-1で④を選択された方>

問2-5 実施している（実施していた）事業・取組等について、①～④のうち、あてはまるものすべてをチェックして下さい。
また、選択した回答には、下位の質問項目がありますので、それらもご回答ください。

☐ ①DV加害者プログラムに係る自治体職員の人材育成研修

a. 本事業の担当課を選択して下さい。「その他」を選んだ場合は右の欄に所属部署をご記入ください。

0. 選択して下さい

b. 本事業の実施期間をご記入下さい。 年 月 ～ 年 月

c. 本事業の実施形式を選択して下さい。「その他」を選んだ場合は、右の欄にその形式をご記入ください。

0. 選択して下さい

c. で「1. 民間団体等に委託」又は「2. 民間団体等に補助金を交付」を選んだ方にお伺いします。

・民間団体等の名称を右欄にご記入ください。

d. 研修の内容について、テーマや方法、時間、人数等、概要をご記入下さい。

☐ ②DV加害者プログラム実施団体への経費負担制度

a. 本事業の担当課を選択して下さい。「その他」を選んだ場合は右の欄に所属部署をご記入ください。

0. 選択して下さい

b. 本事業の実施期間をご記入下さい。 年 月 ～ 年 月

c. 経費負担の内容について、経費負担金額や条件など概要をご記入下さい。

☐ ③DV加害者プログラムに関する講座、講演会等

a. 本事業の担当課を選択して下さい。「その他」を選んだ場合は右の欄に所属部署をご記入ください。

0. 選択して下さい

b. 本事業の実施期間をご記入下さい。 年 月 ～ 年 月

c. 本事業の実施形式を選択して下さい。「その他」を選んだ場合は、右の欄にその形式をご記入ください。

0. 選択して下さい

c. で「1. 民間団体等に委託」又は「2. 民間団体等に補助金を交付」を選んだ方にお伺いします。

・民間団体等の名称を右欄にご記入ください。

d. 講座・講演会等の内容について、テーマや方法、時間、人数等、概要をご記入下さい。

☐ ④その他の事業

・その他の事業の内容について概要をご記入ください。

<問2-1で⑤を選択された方>

問2-6 実施予定の事業についてあてはまるものすべてをチェックして下さい。また、選択した回答には、下位の質問項目がありますので、それらもご回答ください。

☐ ①DV加害者に関する調査研究

a. 本事業の担当課を選択して下さい。「その他」を選んだ場合は右の欄に所属部署をご記入ください。

0. 選択して下さい

b. 本事業の予定実施期間をご記入下さい。 年 月 ～ 年 月

c. 予定している調査研究協力者・団体等の有無を選択して下さい。

「有」の場合は、右の欄に協力者・団体等のお名前をご記入ください。

0. 選択して下さい

d. 調査研究で予定しているテーマについてご記入ください。

☐ ②DV加害者プログラムの実施

a. 本事業の担当課を選択して下さい。「その他」を選んだ場合は右の欄に所属部署をご記入ください。

0. 選択して下さい

b. 本事業の予定実施期間をご記入下さい。 年 月 ～ 年 月

c. 本事業で予定している実施形式を選択して下さい。「その他」を選んだ場合は、右の欄にその形式をご記入ください。

0. 選択して下さい

c. で「1. 民間団体等に委託」又は「2. 民間団体等に補助金を交付」を選んだ方にお伺いします。

・民間団体等の名称を右欄にご記入ください※

※未定の場合は、未定とご記入下さい。

d. 予定しているDV加害者プログラムの概要についてご記入ください。

☐ ③DV加害者を対象とした相談事業

a. 本事業の担当課を選択して下さい。「その他」を選んだ場合は右の欄に所属部署をご記入ください。

0. 選択して下さい

b. 本事業の予定実施期間をご記入下さい。 年 月 ～ 年 月

c. 本事業の実施形式を選択して下さい。「その他」を選んだ場合は、右の欄にその形式をご記入ください。

0. 選択して下さい

c. で「1. 民間団体等に委託」又は「2. 民間団体等に補助金を交付」を選んだ方にお伺いします。

・民間団体等の名称を右欄にご記入ください。

d. 予定している相談の方法について、該当するものすべてを選択して下さい。「その他」を選んだ場合は、右の欄にその方法をご記入ください。

☐ 1. 電話

☐ 2. メール

☐ 3. SNS

☐ 4. その他

☐ 5. 未定

☐ ④DV加害者プログラム実施者の人材育成研修

a. 本事業の担当課を選択して下さい。「その他」を選んだ場合は右の欄に所属部署をご記入ください。

0. 選択して下さい

b. 本事業の予定実施期間をご記入下さい。 年 月 ～ 年 月

c. 本事業の実施形式を選択して下さい。「その他」を選んだ場合は、右の欄にその形式をご記入ください。

0. 選択して下さい

c. で「1. 民間団体等に委託」又は「2. 民間団体等に補助金を交付」を選んだ方にお伺いします。

・民間団体等の名称を右欄にご記入ください。

d. 予定している研修の概要についてご記入ください。

☐ ⑤DV加害者プログラム実施団体への経費負担制度

a. 本事業の担当課を選択して下さい。「その他」を選んだ場合は右の欄に所属部署をご記入ください。

0. 選択して下さい

b. 本事業の予定実施期間をご記入下さい。 年 月 ～ 年 月

c. 予定している経費負担制度の概要についてご記入下さい。

☐ ⑥DV加害者プログラムに関する講座、講演会等

a. 本事業の担当課を選択して下さい。「その他」を選んだ場合は右の欄に所属部署をご記入ください。

0. 選択して下さい

b. 本事業の予定実施期間をご記入下さい。 年 月 ～ 年 月

c. 本事業の実施形式を選択して下さい。「その他」を選んだ場合は、右の欄にその形式をご記入ください。

0. 選択して下さい

c. で「1. 民間団体等に委託」又は「2. 民間団体等に補助金を交付」を選んだ方にお伺いします。

・民間団体等の名称を右欄にご記入ください。

d. 予定している講座、講演会等の概要についてご記入ください。

☐ ⑦その他

・その他実施予定の事業がありましたら、概要をご記入下さい。

<問2-1で①～⑤を選択された方>

問2-6 DV加害者向けの事業・取組等をさらに進めるために、どのような取組が必要だと思いますか。あてはまるものすべてをチェックして下さい。また「その他」を選択した場合は、右の欄に具体的な内容を記載して下さい。

- ☐ 1.DV加害者に詳しい大学有識者との協力・連携
- ☐ 2.自治体によるDV加害者プログラムに関する取り組み事例等の把握
- ☐ 3.DV加害者プログラム実施団体等との協力・連携
- ☐ 4.DV被害者支援団体等との協力・連携
- ☐ 5.DVに関係する他の機関（児童相談所、警察等）との協力・連携
- ☐ 6.自治体におけるDV担当職員の育成及び意識の啓発
- ☐ 7.自治体庁内における部署間の役割分担の明確化
- ☐ 8.自治体庁内における関係部局（児童虐待担当、配偶者暴力相談支援センター担当部署等）との連携強化
- ☐ 9.DV加害者の事業に対する予算の確保
- ☐ 10.DV加害者取組に対する地域住民、被害者支援団体への広報周知（被害者支援の一環であることの理解を得るための活動）
- ☐ 11.その他

<問2-1で⑥を選択された方>

問2-7 実施していない（実施する予定もない）理由について、あてはまるものすべてをチェックして下さい。また「その他」を選択した場合は、右の欄に具体的な内容を記載して下さい。

- ☐ 1.DV加害者の取組に関する情報が少なく、どのような取組を行ってよいかわからないため
- ☐ 2.管内にDV加害者に関する専門家・民間団体等がないため
- ☐ 3.庁内においてDV加害者関連事業に係る人員や財源を確保することが困難なため
- ☐ 4.DV加害者プログラムに係る取組等について、主管する課等が庁内で明確になっていないため
- ☐ 5.その他

問3 機関連携について

<すべての方>

問3-1 貴自治体の管内にDV加害者プログラムを実施している民間団体等はあるでしょうか。該当するものを選択して下さい。

0.選択して下さい

問3-1で「1.プログラムを実施している民間団体等はある」を選択した方にお伺いします。

a.ご存じの団体名をご記入ください。

b.団体が実施している内容について概要をご記入下さい。

<すべての方>

問3-2 DV加害者に関する取組において、いずれかの関係団体・庁内部署と連携（DV加害者の情報共有、会議運営等）をしていますか。あてはまるものすべてをチェックして下さい。また、選択した回答には、下位の質問項目がありますので、それらもご回答ください。

☐ ①DV加害者プログラム実施団体

a.連携をしている担当課を選択して下さい。「その他」を選んだ場合は右の欄に所属部署をご記入ください。

0.選択して下さい

b.連携の形態について当てはまるものすべてをチェックして下さい。また「その他」を選択した場合は、右の欄に具体的な内容を記載して下さい。

☐ 1.会議を行う

☐ 2.会議以外の方法で情報共有をしている

☐ 3.事案が発生したら協力する

☐ 4.マニュアル等を共有する

☐ 5.その他

c.連携の概要についてご記入下さい。

☐ ②DV被害者支援団体

a.連携をしている担当課を選択して下さい。「その他」を選んだ場合は右の欄に所属部署をご記入ください。

0.選択して下さい

b.連携の形態について当てはまるものすべてをチェックして下さい。また「その他」を選択した場合は、右の欄に具体的な内容を記載して下さい。

☐ 1.会議を行う

☐ 2.会議以外の方法で情報共有をしている

☐ 3.事案が発生したら協力する

☐ 4.マニュアル等を共有する

☐ 5.その他

c.連携の概要についてご記入下さい。

☐ ③配偶者暴力相談支援センター

a.連携をしている担当課を選択して下さい。「その他」を選んだ場合は右の欄に所属部署をご記入ください。

0.選択して下さい

b.連携の形態について当てはまるものすべてをチェックして下さい。また「その他」を選択した場合は、右の欄に具体的な内容を記載して下さい。

☐ 1.会議を行う

☐ 2.会議以外の方法で情報共有をしている

☐ 3.事案が発生したら協力する

☐ 4.マニュアル等を共有する

☐ 5.その他

c.連携の概要についてご記入下さい。

☐	④ 児童相談所	a.連携をしている担当課を選択して下さい。「その他」を選んだ場合は右の欄に所属部署をご記入ください。 0.選択して下さい b.連携の形態について当てはまるものすべてをチェックして下さい。また「その他」を選択した場合は、右の欄に具体的な内容を記載して下さい。 ☐ 1.会議を行う ☐ 2.会議以外の方法で情報共有をしている ☐ 3.事案が発生したら協力する ☐ 4.マニュアル等を共有する ☐ 5.その他 c.連携の概要についてご記入下さい。
☐	⑤ 警察	a.連携をしている担当課を選択して下さい。「その他」を選んだ場合は右の欄に所属部署をご記入ください。 0.選択して下さい b.連携の形態について当てはまるものすべてをチェックして下さい。また「その他」を選択した場合は、右の欄に具体的な内容を記載して下さい。 ☐ 1.会議を行う ☐ 2.会議以外の方法で情報共有をしている ☐ 3.事案が発生したら協力する ☐ 4.マニュアル等を共有する ☐ 5.その他 c.連携の概要についてご記入下さい。
☐	⑥ 医療機関	a.連携をしている担当課を選択して下さい。「その他」を選んだ場合は右の欄に所属部署をご記入ください。 0.選択して下さい b.連携の形態について当てはまるものすべてをチェックして下さい。また「その他」を選択した場合は、右の欄に具体的な内容を記載して下さい。 ☐ 1.会議を行う ☐ 2.会議以外の方法で情報共有をしている ☐ 3.事案が発生したら協力する ☐ 4.マニュアル等を共有する ☐ 5.その他 c.連携の概要についてご記入下さい。
☐	⑦ 保健所	a.連携をしている担当課を選択して下さい。「その他」を選んだ場合は右の欄に所属部署をご記入ください。 0.選択して下さい b.連携の形態について当てはまるものすべてをチェックして下さい。また「その他」を選択した場合は、右の欄に具体的な内容を記載して下さい。 ☐ 1.会議を行う ☐ 2.会議以外の方法で情報共有をしている ☐ 3.事案が発生したら協力する ☐ 4.マニュアル等を共有する ☐ 5.その他 c.連携の概要についてご記入下さい。

☐ ⑧自治体庁内の子育て支援課など子育て関係部署 a.連携をしている担当課を選択して下さい。「その他」を選んだ場合は右の欄に所属部署をご記入ください。 0.選択して下さい b.連携の形態について当てはまるものすべてをチェックして下さい。また「その他」を選択した場合は、右の欄に具体的な内容を記載して下さい。 ☐ 1.会議を行う ☐ 2.会議以外の方法で情報共有をしている ☐ 3.事案が発生したら協力する ☐ 4.マニュアル等を共有する ☐ 5.その他 c.連携の概要についてご記入下さい。
☐ ⑨自治体庁内の高齢福祉課など高齢者のDVにも関わる部署 a.連携をしている担当課を選択して下さい。「その他」を選んだ場合は右の欄に所属部署をご記入ください。 0.選択して下さい b.連携の形態について当てはまるものすべてをチェックして下さい。また「その他」を選択した場合は、右の欄に具体的な内容を記載して下さい。 ☐ 1.会議を行う ☐ 2.会議以外の方法で情報共有をしている ☐ 3.事案が発生したら協力する ☐ 4.マニュアル等を共有する ☐ 5.その他 c.連携の概要についてご記入下さい。
☐ ⑩自治体庁内の障害者虐待関連部署 a.連携をしている担当課を選択して下さい。「その他」を選んだ場合は右の欄に所属部署をご記入ください。 0.選択して下さい b.連携の形態について当てはまるものすべてをチェックして下さい。また「その他」を選択した場合は、右の欄に具体的な内容を記載して下さい。 ☐ 1.会議を行う ☐ 2.会議以外の方法で情報共有をしている ☐ 3.事案が発生したら協力する ☐ 4.マニュアル等を共有する ☐ 5.その他 c.連携の概要についてご記入下さい。

☐	⑪ その他	a.連携をしている関係団体・庁内部署をご記入ください。 b.連携をしている担当課を選択して下さい。「その他」を選んだ場合は右の欄に所属部署をご記入ください。 0.選択して下さい c.連携の形態について当てはまるものすべてをチェックして下さい。また「その他」を選択した場合は、右の欄に具体的な内容を記載して下さい。 ☐ 1.会議を行う ☐ 2.会議以外の方法で情報共有をしている ☐ 3.事案が発生したら協力する ☐ 4.マニュアル等を共有する ☐ 5.その他 d.連携の概要についてご記入下さい。
☐	⑫ いずれの団体・部署とも連携していない	

＜問3-2で「**⑫ いずれの団体・部署とも連携していない**」を選択した方＞

問3-3 DV加害者向け以外のDVの取組全体（例えばDV被害者支援等）に係る貴自治体における連携の仕組みの有無について、あてはまるものすべてをチェックして下さい。「5.その他の連携のための仕組み**」を選択した方はその概要をご記入ください。**

☐ 1.関係機関等の連携のための会議体（ネットワーク会議等）
 ☐ 2.DV被害者支援のための会議体（協議会等）
 ☐ 3.被害者を加害者の追跡等から守るためのDV加害者対応のための会議体（協議会等）
 ☐ 4.DVと児童虐待に一体的に取り組むための会議体（要対協等）
 ☐ 5.その他連携のための仕組み

問4 その他

＜すべての方＞

問4-1 地方公共団体における、DV加害者対応について課題に感じている点や日頃の取組を通じて考えていることがあれば自由に記載してください。

＜すべての方＞

問4-2 今後、貴自治体でDV加害者対応に取り組んでいく上で、国への要望等（情報を提供してほしい、国が主催する研修やフォーラム等を開催してほしいなど）があれば、自由に記載してください。

黄色 のセルが残っていないようでしたら、本調査は以上です。
 ご回答いただき、誠にありがとうございました。

令和5年度配偶者暴力加害者プログラムの普及に係る調査研究事業 報告書

エム・アール・アイ リサーチアソシエイツ株式会社

技術・安全事業部